

滑川市地域福祉計画
パブリックコメント用資料

素 案

滑川市地域福祉計画

ともに支え合い
元気で幸せに暮らせるまち 滑川

平成29年1月
滑川市産業民生部福祉介護課（高齢福祉係）

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 滑川市地域福祉活動計画（社会福祉協議会）との関係	3
4 計画期間	3

第2章 滑川市地域福祉計画（第2期計画）の実施状況と課題

1 第2期計画の実施状況	4
2 実施状況からみる課題	18

第3章 滑川市の現状と課題

1 人口の推移	19
2 高齢者や障がい者等の状況	22
(1) 高齢者の状況	22
(2) 障がい者の状況	24
(3) 児童・家庭の状況	28
(4) その他社会的支援を必要とする人々の状況	31
3 「介護予防・日常生活支援総合事業開始に向けた高齢者生活実態調査」からみる課題	32

第4章 計画策定の基本的考え方

1 基本理念	39
2 基本目標	39

第5章 施策の展開

◇施策の体系	40
基本目標Ⅰ 地域活動を支える担い手づくり	41
基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる地域づくり	46
基本目標Ⅲ みんなで支える地域づくり	55

第6章 計画の推進に向けて

1 協働による計画の推進	62
2 社会福祉協議会との連携	62
3 計画の進行管理	62
4 計画内容等の周知・公表	62

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

本市では、「生きがいを持って元気で幸せに暮らせるまち滑川」を目指して、平成24年度から第2期地域福祉計画を策定し、これまで地域福祉の推進に取り組んできました。

その間、我が国は人口減少社会を迎えるとともに世帯構成はさらに変化し、本市においても、少子高齢化が進展しており、社会を支える働き手が減る中、地域社会における支え合いの機能に対する期待は高まっています。

市内の状況を見ると、これまで地域福祉を担ってきたボランティア団体や、自治会活動などの担い手も高齢化が進み、新たな担い手の確保が課題となっています。

また、地域の中で、孤独感を抱える高齢者、生活や仕事に困難を抱えて経済的、心理的に余裕のない人の増加など、生活に密着した課題を抱える人が増えています。

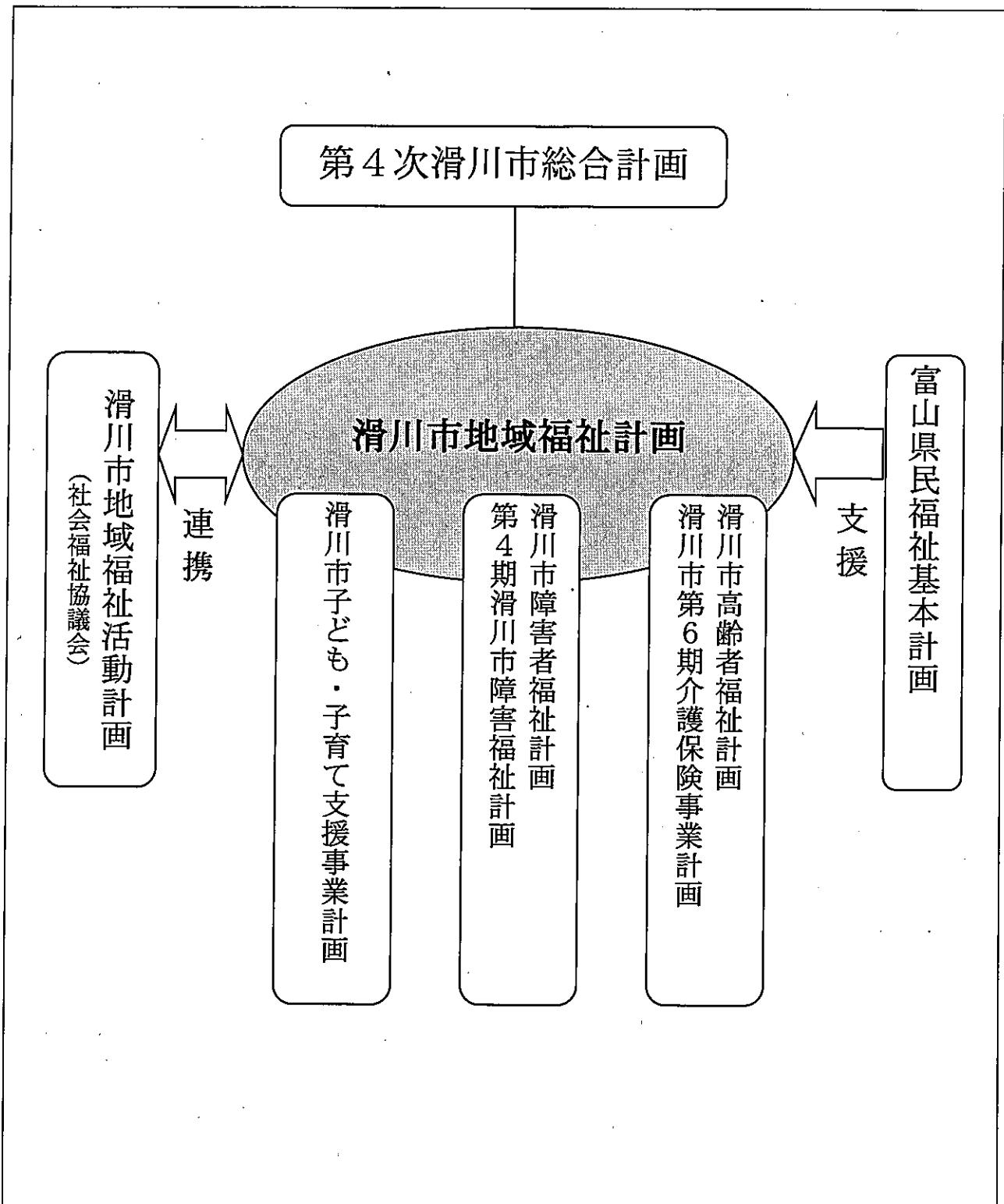
平成28年度で第2期地域福祉計画が終了することから、こうした状況もふまえ、地域を支える担い手の育成や安全・安心に暮らせるための地域づくりなど、地域社会におけるつながり・支え合いの強化を市民と一体となって進めるため、第3期地域福祉計画を策定するものです。

2 地域福祉計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づいて策定する市町村地域福祉計画であり、第2期計画において定めた基本理念を受け継ぎながら、滑川市の最上位計画である

「第4次滑川市総合計画」に基づき、さらには福祉分野の各個別計画・施策を推進するうえでの共通の理念の基に、横断的に位置づけることにより市民生活の総合福祉計画として位置づけるものとします。

◆地域福祉計画と各個別計画との関係



3 滑川市地域福祉活動計画（社会福祉協議会）との関係

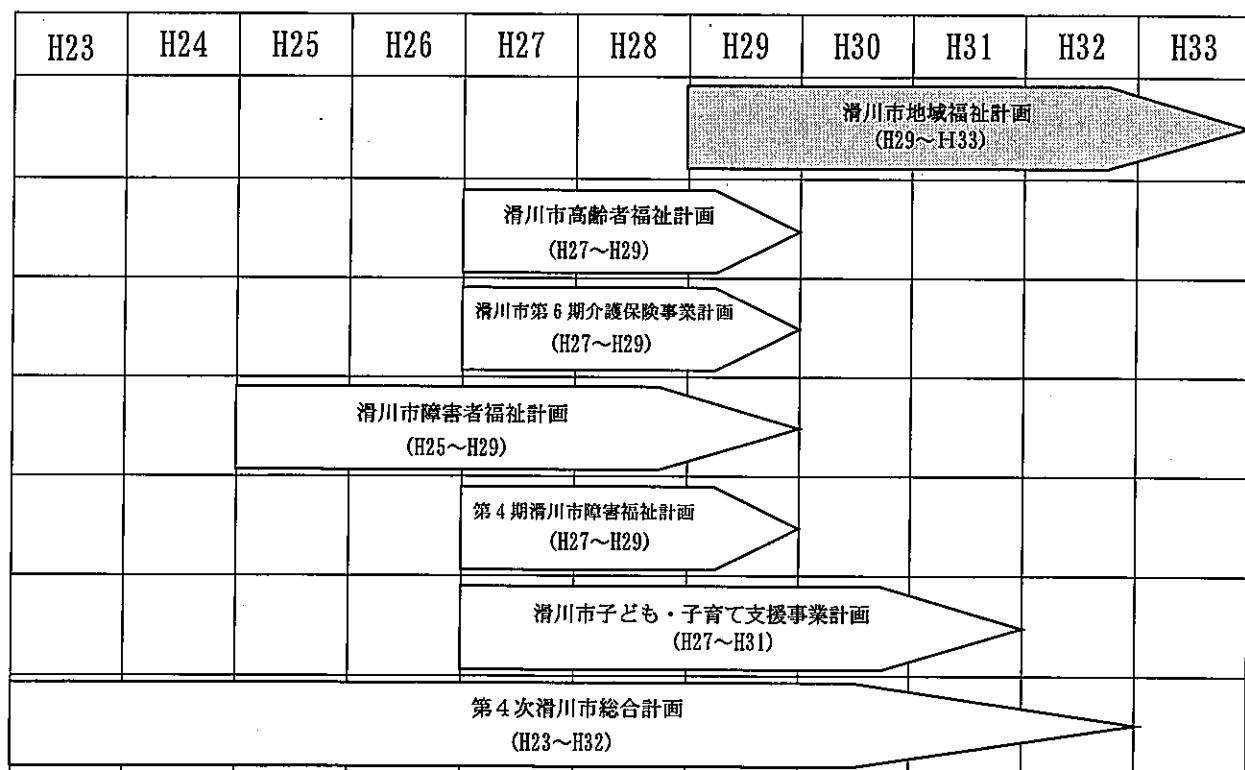
滑川市地域福祉活動計画とは、本市の地域福祉を推進するにあたり、その中心的な役割を担っていく滑川市社会福祉協議会が策定する計画です。

行政計画の本計画と民間の立場から住民や福祉関係団体と連携を図り福祉のまちづくりを推進する地域福祉活動計画とが連携して取り組むことで、より効果的に地域福祉の推進につながります。

4 計画期間

この計画の対象期間は、平成29年度から平成33年度までの5か年とします。

また、社会情勢や地域社会の変化に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。



第2章 滑川市地域福祉計画（第2期計画）の実施状況と課題

1 第2期計画の実施状況

平成24年3月に策定した滑川市地域福祉計画（第2期計画）では、「生きがいを持って元気で幸せに暮らせるまち 滑川」を計画目標として、各種事業に取り組んできました。

◆滑川市地域福祉計画（第2期計画）の施策の体系

基本理念

生きがいを持って元気で幸せに暮らせるまち 滑川

計画実現目標

- 1 人や地域のつながりを大切にするまちづくり
 - (1) ボランティア活動の促進
 - (2) 地域福祉の担い手の育成
- 2 個人の権利を尊重し安心して暮らせるまちづくり
 - (1) 個人の権利擁護の推進
 - (2) 防災・防犯活動の促進
- 3 地域の福祉環境の充実を進めるまちづくり
 - (1) 福祉サービス基盤の整備
 - (2) 福祉サービスの情報提供、相談支援の充実
 - (3) 身近は福祉の拠点づくり

◆基本理念並びに計画実現目標に向けての具体的な実施状況は以下のとおりです。

基本目標Ⅰ 人や地域のつながりを大切にするまちづくり

1 ボランティア活動の促進

(1) ボランティア意識の醸成

計画実現目標	達成状況
〈市民、地域の取り組み〉 地域の一員として、自分ができる範囲でボランティア活動に参加しましょう。	一例として、地域活動、地域の防犯パトロールや子どもの登下校時の見守り活動、子どもの一時預かりなどの子育て支援など積極的なボランティア活動が行われている。また、老人クラブにおいても、引きこもり防止のため、機会あるたびに声掛けをして、誘い合い、外出機会を創出している。
社会福祉協議会が開催するボランティア入門、体験講座に参加し、ボランティアに対する理解を深め、ボランティア登録をしてみましょう。	社会福祉協議会が開催する傾聴ボランティア養成講座（平成27年度実績4回）に延べ68人、子育て支援講座（平成27年度実績1回）に14人が参加した。
〈行政等の取り組み〉 社会福祉協議会や老人クラブ等と連携を図りながら、市民ニーズを把握し、効果的に地域活動が行われるよう情報発信するとともに、ボランティアセンターを活用したボランティア参加の促進に努めます。	地域活動等に関する情報を社会福祉協議会広報に掲載したほか、ボランティアの集い、小・中・高校生を対象とした夏休みボランティア体験講座（福祉施設体験・児童館体験・手話体験・24時間テレビ募金等）の開催により、若い世代にボランティア活動参加を促した。また、老人クラブの協力による「悠友サロン」では、介護予防教室、民謡や演芸などの活動をとおし学び、憩い、交流の場として効果的に地域活動が行われている。
市民が活動にあたって必要とする技能を身に付けたり向上させたりするための研修や講座の充実に努めます。	社会福祉協議会が開催する傾聴ボランティア養成講座、子育て支援ボランティア養成講座等に助成し、ボランティアの裾野を広げるよう努めた。

(2) 参加しやすい環境づくり

計画実現目標	達成状況
<p>〈市民、地域の取り組み〉</p> <p>身近なボランティアやNPO活動へ参加してみましょう。</p>	<p>市のボランティアセンターには1,300人あまりの登録があり、そのうち、29団体、600人がボランティア連絡協議会の会員として活躍しており（平成28年3月末時点）、毎月行われる定例会において情報交換を行うなど、ボランティア相互の連携を強化し、ボランティア活動の強化が図られている。</p> <p>老人クラブにおいては、地域での支え合い活動を推進するため、機会ある度に声掛けをして誘い合い、社会参加を促している。</p> <p>小中学校においては、社会の一員としての自覚を高め、健全で豊かな心をはぐくむことをねらいとして、学校と地域が協力して社会体験や自然体験活動、奉仕、体験活動などを実施した。</p> <p>保育所等においては、地域活動（世代間交流）を実施した。また、特別養護老人ホームの行事に参加し交流を図った。</p>
<p>〈行政等の取り組み〉</p> <p>ボランティアセンターを活用したボランティア参加の促進に努めます。</p>	<p>社会福祉協議会との連携により、毎年10月にボランティアの集いを開催し、ボランティアグループの交流、PRに努めた。また、ボランティア登録の管理や保険加入の手続きなど安心してボランティア活動ができる体制を整えている。</p> <p>ボランティア活動を長期間続けている人への顕彰を行い、意欲的にボランティア活動に参加できるよう努めた。</p>
<p>ボランティア休暇制度の普及、啓発活動の促進に努めます。</p>	<p>東日本大震災などの災害をきっかけにボランティア活動への関心が高まっており、市内企業においても、ボランティア休暇制度を導入している企業があり、ボランティア活動へ参加しやすい環境が整いつつある。</p>

2 地域福祉の担い手の育成

(1) 地域における多様な人材の活動支援

計画実現目標	達成状況
<p>〈市民、地域の取り組み〉</p> <p>地域福祉をテーマとした講演会やボランティア講座に積極的に参加するとともに、一人ひとりが持っている知識や技術を地域活動に活かしてみましょう。</p>	<p>福祉介護課と地域包括支援センター、社会福祉協議会が合同で「ささえあい地域づくり活動研修会」を開催しており、民生委員、高齢福祉推進員、認知症サポーターなどが参加し、サポートが必要な高齢者との関わり方などを学んでいる。（平成27年度約200人参加）</p> <p>学校での特別活動や総合学習等において、高齢者福祉施設や保育所などの福祉施設においてボランティア活動を実施し、体験を通してボランティア活動へのきっかけづくりやボランティア精神を養っている。</p>
<p>地域活動に参加し、一人ひとりが担い手の負担を軽くできるように手伝いましょう。また、担い手の意見を尊重しましょう。</p>	<p>担い手の固定化、高齢化、男性の参加が少ないなどの意見は今でも多く聞かれることから、他の活動に比べて比較的参加しやすい「清掃」や「お祭り」などを継続的に行い、地域の方との交流を目的とした地域活動参加を促している。</p>
<p>〈行政等の取り組み〉</p> <p>地域福祉の人材育成を目的とした研修や講座の充実に努めます。</p>	<p>社会福祉協議会において児童生徒を対象としたボランティア体験事業を実施し、日頃できない福祉の体験を通して、福祉の心の醸成を図った（平成28年度101人参加）。</p> <p>また、傾聴ボランティア養成講座や子育て支援ボランティア養成講座、ふれあいサロンリーダー養成研修等を開催するとともに、団塊の世代や働いている人などが、その知識・経験を活かして積極的に地域福祉活動の担い手となれるよう、社会福祉協議会と連携して、活動参加へのきっかけづくりや参加機会の創出を図った。</p>
<p>市民ニーズの把握に努め、効果的に地域活動が行われるよう情報発信に努めます。</p>	<p>市内各地区において、地域包括ケアシステムの説明会を行い、市民と行政の協働による地域包括ケアシステムづくりの推進に努めた。</p>

(2) リーダーの育成

計画実現目標	達成状況
<p>〈市民、地域の取り組み〉</p> <p>福祉業務について知識を持った人（民生委員、児童委員、ボランティア経験者）が、地域のリーダーとなれるよう支援していきましょう。</p>	<p>「ささえあい地域づくり活動研修会」において、民生委員、高齢福祉推進員、認知症サポーターなどが参加し、サポートが必要な高齢者との関わり方などを学んでいる。 (平成27年度参加数約200人)</p>
<p>若い世代にも地域行事への参加を積極的に働きかけ、地域福祉活動との関わりをつくるなどして人材を育成していきましょう。</p>	<p>福祉に関心のある児童・生徒にボランティア活動に興味をもってもらえるよう、地域のボランティア活動への積極的な参加を推進した。</p> <p>また、団塊の世代や働いている人などが、その知識・経験を活かして積極的に地域福祉活動の担い手となれるよう、活動参加へのきっかけづくりや参加依頼の声掛けをした。</p>
<p>〈行政等の取り組み〉</p> <p>社会福祉協議会と連携し、講演会や講座の開催を通して地域福祉の意識の高揚を図り、リーダーの育成に努めます。</p>	<p>社会福祉協議会が開催するふれあいサロンリーダー養成研修や、「ささえあい地域づくり活動研修会」においてボランティアのリーダー養成に努めた。</p>
<p>地域のリーダー的存在に成り得る団塊の世代を中心に、地域福祉活動に関心を高めるための啓発活動に努めます。</p>	<p>社会福祉協議会と連携し、活動参加へのきっかけづくりの取り組みや参加機会の確保を図った。</p>

基本目標Ⅱ 個人の権利を尊重し安心して暮らせるまちづくり

1 個人の権利擁護の推進

(1) 高齢者・障がい者・児童等に虐待防止

計画実現目標	達成状況
<p>〈市民、地域の取り組み〉</p> <p>心のバリアフリーを意識するとともに、地域住民相互の交流機会の創出や参加を促進しましょう。</p>	高齢者どうし、障がい者どうしの交流事業を実施するなどにより、住民相互の交流機会の創出がなされている。
<p>要援護者への地域住民による見守り体制を構築しましょう。</p>	町内会や民生委員、老人クラブが中心となり、要援護者台帳を活用し、地域における要援護者の把握や支援体制の整備に努めている。
<p>〈行政等の取り組み〉</p> <p>地域の潜在的な暴力や虐待の発見には、地域の役割が重要であり民生委員、児童委員を中心とした地域のネットワークの構築を促進します。</p>	民生委員・児童委員をはじめとする地域で活動する団体、保健・医療・福祉の関係機関、警察・司法の関係機関による支援組織を構築し、情報交換を図った。
<p>高齢者、児童、障がい者の各虐待防止法、DV（ドメスティックバイオレンス）防止法の理解を促進するために意識啓発に努めます。</p>	市の広報誌による周知などを通じて、市民の意識啓発を図った。

(2) 成年後見制度等の普及促進

計画実現目標	達成状況
<p>〈市民、地域の取り組み〉</p> <p>制度の内容について理解を深めましょう。</p>	各町内会や福寿会にて市政講座等を活用し、制度の内容について理解を深めた。

<p>地域の高齢者等が集まる場所で制度について情報提供してみましょう。</p>	<p>市政講座等を活用し、成年後見制度や日常生活自立支援事業についての説明等情報提供を行った。</p>
<p>〈行政等の取り組み〉 制度の認知度を高めるために、広報誌やホームページを活用し普及啓発に取り組み、制度が必要な人に対する利用促進を図ります。</p>	<p>市政講座等で成年後見制度、日常生活自立支援事業について、説明、情報提供を実施。制度が必要な方への相談対応・支援を行った。</p>
<p>地域包括支援センターが中心となり、判断能力が不十分となった人のサポートに努めます。</p>	<p>個別相談や地域の情報提供から把握した判断能力が不十分な方を支援し、必要に応じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業につなげた。</p>

2 防災・防犯活動の推進

(1) 災害時要援護者支援体制の整備

計画実現目標	達成状況
<p>〈市民、地域の取り組み〉 近くで援護が必要な人について日頃から把握するとともに、避難時に特別な配慮が必要な人は、事前に地域の人に伝えておきましょう。</p>	<p>要援護者台帳を利用し、日頃から災害時に助けを必要とする人を把握し、災害に備えている。また、平時から見守り等を実施している。</p>
<p>自主防災組織を立ち上げ、地域で定期的に防災訓練を実施しましょう。</p>	<p>142町内会のうち、113町内会が自主防災組織を結成している。</p>
<p>〈行政等の取り組み〉 行政、町内会、民生委員、児童委員、福祉見回り隊、社会福祉協議会等の関係機関における災害時要援護者情報の共有化を図ります。</p>	<p>年に一度、要援護者台帳の更新を行い、台帳を町内会や民生委員などに配布している。また、消防署や社会福祉協議会、警察にも情報提供を行った。</p>

災害情報配信サービスの登録促進に努めます。	平成28年8月から滑川市メール配信サービスへ変更したことによりサービス内容の充実を図った。28年9月30日現在、857人が登録している。
-----------------------	--

(2) 地域の防犯活動の推進

計画実現目標	達成状況
〈市民、地域の取り組み〉 子どもたちの登下校時には、地域で見守りを行うようにしましょう。	平成28年6月現在、市内で33隊の民間パトロール隊が結成され、地域の防犯パトロールや子どもの登下校時の見守り活動を行っている。 こども110番の家が平成28年3月現在272件登録されている。
地域で高齢者や障がいのある人を見守り、不審者の出入に注意しましょう。	市内5地区に安全なまちづくり推進センターが結成され、地区の防犯パトロールや啓発キャンペーンなどを行った。また、市老人クラブ連合会の「だまされんちゃ隊」が結成され、防犯活動を行った。
〈行政等の取り組み〉 登下校時をはじめとする子どもの見守り活動を実施する見守り隊の支援に努めます。	地区安全なまちづくり推進センターに対して補助金を交付している。また、年1回総会を開催し、防犯に関する情報共有を図っている。 民間パトロール隊については、年1回総会と研修会を開催し、情報共有を図っている。また、防犯啓発品を配布している。 こども110番の家については、有事に備え市で保険に加入している。
高齢者等を狙った悪徳商法等の被害防止のため、警察署、関係機関等との連携強化に努めます。	警察署、防犯協会、地区安全なまちづくり推進センター等と連携し、年金支給日に合わせショッピングセンターなどで防犯キャンペーンを行った。（年6回程度） 町内会や老人クラブ等を対象に消費生活出前講座（H27 13回）を行ったほか、消費生活専門相談員を配置し、悪質商法等の相談（H27 86件）に対応した。

基本目標Ⅲ 地域の福祉環境の充実を進めるまちづくり

1 福祉サービス基盤の整備

(1) バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

計画実現目標	達成状況
<p>〈市民、地域の取り組み〉</p> <p>ユニバーサルデザインやバリアフリーに対する理解を深め、困っている子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等を見かけたら、支援をしましょう。</p>	<p>社会福祉協議会等が開催している「福祉教育出前講座事業」において、高齢者疑似体験、視覚障がい体験、手話体験等をすることにより、地域福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身につけている。</p>
<p>地域で交通の危険箇所や介助等支援が必要な場所などを把握し、関係機関に連絡するなど改善に取り組みましょう。</p>	<p>町内会が市に要望し、現場の状況に応じてカーブミラーや警戒看板等を設置しているほか、信号機や横断歩道の設置要望があれば、その都度、市を通じて警察署に要望している。また、老人クラブにおいては、交通事故防止のため「交通ヒヤリ情報交換運動」を活用して交通危険箇所を点検し、被害防止を図っている。</p>
<p>〈行政等の取り組み〉</p> <p>ユニバーサルデザインやバリアフリーへの理解促進のための広報・啓発活動を推進します。</p>	<p>大規模小売店や商業施設の出店がある場合は、段差解消や車イスの通行に配慮した幅員、障がい者用の駐車スペースの確保などの<u>指導</u>に努めた。</p> <p>社会福祉協議会では、小中学校の福祉活動に対して助成を行っているほか、体験学習、実技指導による支援も行っている。</p>
<p>公共建築物、道路、公園等の公共施設等において、子どもから高齢者、障がいのある人などだれもが安心して自由に利用、移動、社会参加できるようユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを行い、バリアフリー化に努めます。</p>	<p>高齢者や障がいのある人にやさしい社会基盤整備として、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点から公共施設のトイレの洋式化など公共施設の改修・整備に努めた。</p>

(2) 保健、医療、福祉の連携強化

計画実現目標	達成状況
<p>〈市民、地域の取り組み〉</p> <p>一人ひとりが日頃から健康に気をつけ、かかりつけ医を持つことや、健康チェックのため1年に1度は「特定健康診査」・「がん検診」を受けるよう心がけましょう。</p>	平成24年度から働き世代のがん検診の受診率向上施策として、50歳から75歳の節目年齢全員に、胃・肺・大腸がん検診無料クーポン券を配布する事業を実施する等、検診の内容・体制について充実を図ったことで、受診率が向上している。
<p>健康づくりの一次予防として乳幼児から高齢者まで、ライフステージに応じた食育を推進しましょう。</p>	平成28年3月に市が策定した滑川市生涯いきいき食育推進計画（第2次）に沿った各ライフステージにおける食育の体験や学びの機会が拡大している。
<p>〈行政等の取り組み〉</p> <p>保健、医療、福祉の各事業者相互間における連携体制を強化し、途切れのないサービスを提供できるよう努めます。</p>	<p>地域での課題が多様化、複雑化し、きめ細かな支援が求められるケースが増加していることから、関係機関と連携し必要なサービス利用につなげている。</p> <p>各分野の専門性を活かし、総合的なニーズに対応できるよう支援体制を強化した。</p>
<p>疾病割合の最も高い生活習慣病の予防対策や介護予防対策の充実と強化に努めます。</p>	脳血管疾患、心疾患等の生活習慣病の発症及び重症化予防のため、特定健康診査受診率の向上とともに、食生活・運動・休養・喫煙等の生活習慣改善の保健指導を強化し、重点的に健康寿命の延伸に取り組んだ。
<p>「滑川市生涯いきいき食育推進計画」に沿って、必要な食育事業施策を市民協働で展開し、食からの健康づくりを支援します。</p>	行政とともに、市民によって食育推進ボランティア（なめりかわ食育サポーター、食生活改善推進員等）を養成・育成し、保育所・幼稚園・学校・地域・家庭における食育の実践活動を展開した。

2 福祉サービスの情報提供、相談支援の充実

(1) 情報提供の充実

計画実現目標	達成状況
<p>〈市民、地域の取り組み〉</p> <p>広報誌やホームページなどを見る習慣や知りたいことを聞く習慣を身につけ、福祉に関する情報を得るようしましょう。</p>	<p>市、社会福祉協議会の広報誌やホームページにおいて、ボランティア活動や総合相談、善意事業などの福祉情報を利用した。</p>
<p>町内会、民生委員、児童委員、福祉見回り隊等の関係機関が連携し、各地域内で、福祉に関する情報を共有しましょう。</p>	<p>地域にある各関係機関が身近な場所にある地域サロンなどのそれぞれの拠点に特性を活かした情報提供を行った。</p>
<p>〈行政等の取り組み〉</p> <p>広報誌やホームページ等、さまざまな媒体を活用し、市民がわかりやすく、受け取りやすい情報の発信を行うよう努めます。</p>	<p>市広報誌や年4回発行する「ふくし滑川」などに、福祉情報を掲載することで、ボランティア活動、総合相談、善意事業など福祉情報の発信に努めた。</p>
<p>行政内部や社会福祉協議会とも連携を図り、各地域でより身近な情報がきめ細かくいきわたるように努めます。</p>	<p>平成25年度から社会福祉法人の指導監査等の業務が県から市へ権限移譲されたことから、市の関係部署（福祉介護課、子ども課）にて情報共有し、適切な福祉サービスが提供されるよう努めた。</p> <p>また、福祉に関わるイベントや交流会、講座等の情報を広報誌や老人クラブ等を通じて、随時提供した。</p>

(2) 相談支援の充実

計画実現目標	達成状況
<p>〈市民、地域の取り組み〉</p> <p>困ったときは一人で悩まないで、日頃から相談できる窓口や地域で相談できる人を確認しておきましょう。</p>	<p>社会福祉協議会が事業主体である相談窓口「ふれあい滑川市総合相談センター」が活用されているほか、民生委員・児童委員が中心となり、地域での相談相手となっている。</p>
<p>町内会、民生委員・児童委員等を中心にひとり暮らし高齢者等の要援護者の状況を把握していきましょう。</p>	<p>民生委員児童委員協議会においては、毎月定例会を開催し、情報交換を行い、要援護者の情報の共有を図った。</p>
<p>〈行政等の取り組み〉</p> <p>地域包括支援センター、子育て支援センター、社会福祉協議会、ファミリーサポートセンター、障がい者の相談支援事業所などの各相談機関等の相談員や専門員の配置と資質の向上などにより、相談機能の充実に努めます。</p>	<p>各相談機関が相談機能の充実を図るとともに、社会福祉協議会において、総合相談（法律、行政、人権、一般相談）事業を継続的に実施することで、住民の心配ごとや福祉問題などに対しての支援体制の確立に努めた。</p> <p>また、地域における高齢者や障がいのある人などの身近な相談相手である民生委員児童委員の研修機会の充実を図り、相談対応力の向上に努めた。</p>
<p>民生委員・児童委員への情報提供や研修の充実などの活動支援に努めます。</p>	<p>民生委員・児童委員の資質向上及び情報の共有を図るために、各種研修機会を設けた。</p> <p>民生委員児童委員の負担を軽減するため、委員数の増員に努めた。（平成28年度1人増予定）</p>

3 身近な福祉の拠点づくり

(1) 地域の福祉活動の場づくり

計画実現目標	達成状況
<p>〈市民、地域の取り組み〉</p> <p>空き家や地域の福祉施設の有効活用を検討してみましょう。また、小規模人数の集まりであれば自宅の利用についても検討してみましょう。</p>	各町内の公民館などの既存の施設を有効活用しながら、「介護予防ふれあいサロン」など交流の場となる拠点づくりを行った。
<p>地域コミュニティ活動への積極的な参加を心がけましょう。</p>	地域の見守り・支え合い活動に協力するとともに、「介護予防ふれあいサロン」を通じて、身近に集まれる場所の創出を行った。
<p>〈行政等の取り組み〉</p> <p>全地区公民館を地区福祉センターとして位置付け、「介護予防・生きがい活動の場」として介護予防教室やふれあいサロン活動に利用されており、引き続き、地域住民による小規模ふれあいサロンについてもリーダー研修等、設置・運営などの活動支援に努めます。</p>	地区公民館を社会教育活動の場のほかに、地域における福祉推進の拠点「地区福祉センター」として位置づけ、ボランティア、地域福祉のための「地域活動の場」、高齢者や障害のある人のための「介護予防・生きがい活動の場」、地域住民の「交流の場」「健康増進の場」等として利用した。

(2) 地域包括支援センターの機能充実

計画実現目標	達成状況
<p>〈市民、地域の取り組み〉</p> <p>地域包括支援センターの活動内容や役割について理解を深めるため、地域包括支援センターの実施するイベントに参加するとともに、健康づくりや介護予防事業を大いに活用しましょう。</p>	<p>介護予防教室や市政講座等に、多くの市民が参加し、健康づくりや介護予防の正しい知識の普及が図られた。（H27年度 介護予防まんてんクラブ参加者 延べ1,263人）</p>
<p>〈行政等の取り組み〉</p> <p>地域包括支援センターの機能や役割が周知されるよう広報啓発に努めるとともに、地域の総合的な窓口として機能するよう情報提供等の充実に努めます。</p>	<p>市広報誌への掲載やチラシの折り込みのほか、市政講座や各種教室を通して、地域包括支援センターの機能や役割を広く周知した。</p> <p>また、圏域地域ケア会議を行い、地域との情報共有を図り、確実な支援体制づくりに取り組んだ。</p>
<p>地域包括ケアの実施を目指し、ネットワークの構築、総合相談、権利擁護、包括継続的ケアマネジメントの支援、介護予防マネジメントに努めます。</p>	<p>各機能の充実を図るため、職員研修を通して資質向上に取り組むとともに、地域包括ケア推進研修会や権利擁護に関する研修会を実施し、専門職のスキルアップとネットワークの拡大を図った。</p>

2 実施状況からみる課題

1 人や地域のつながりを大切にするまちづくりについて

東日本大震災などの災害をきっかけにボランティア活動への関心が高まってはいるものの、興味はあるけども、どのように参加すればよいかわからないという声もあります。ボランティア活動に関する情報発信や講座を開催するなど、より一層の市民活動への参加促進に努めていく必要があります。

また、地域では、地域活動への参加者や、担い手の固定化、高齢化、男性の参加が少ないなど、新しい担い手の不足などが問題となっています。誰もが安心して暮らせるまちにするためには、交流を深め、互いに支え合い、助け合う地域をつくることが必要です。

2 個人の権利を尊重し安心して暮らせるまちづくりについて

権利擁護が必要な判断能力が不十分な方などが増えている中、成年後見制度の利用ニーズも高まっており、様々なニーズに対応できる一体的で継続的な権利擁護体制の構築が急務となっています。

また、依然として悪徳商法などの消費者被害が後を絶たず、高齢者が被害者となるケースが増加しています。まず身近に相談できる人や相談の場が必要です。

3 地域の福祉環境の充実を進めるまちづくりについて

少子高齢化に伴う核家族化や近隣との関わりの希薄化などにより、地域からの孤立といった問題が生じています。地域での見守り・支え合いを進めるため、身近で気軽に交流できる「拠点」や「居場所」が重要です。

また、そうした身近な拠点における身近な相談とともに、支援を必要とする人が必要な福祉サービスを受けられるように相談支援体制を整備することが必要であり、また、地域で活動する各団体をコーディネートする人材の確保なども必要になります。

第3章 滑川市の現状と課題

1 人口の推移

昭和60年から平成28年の人口の推移をみると、平成16年までは増加していましたが、平成17年以降なだらかに減少しています。

年齢別にみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は、年々減少する一方、高齢者人口（65歳以上）は年々増加しており、平成28年の高齢者率は28.7%となっており、今後も少子高齢化がますます進行すると予想されます。

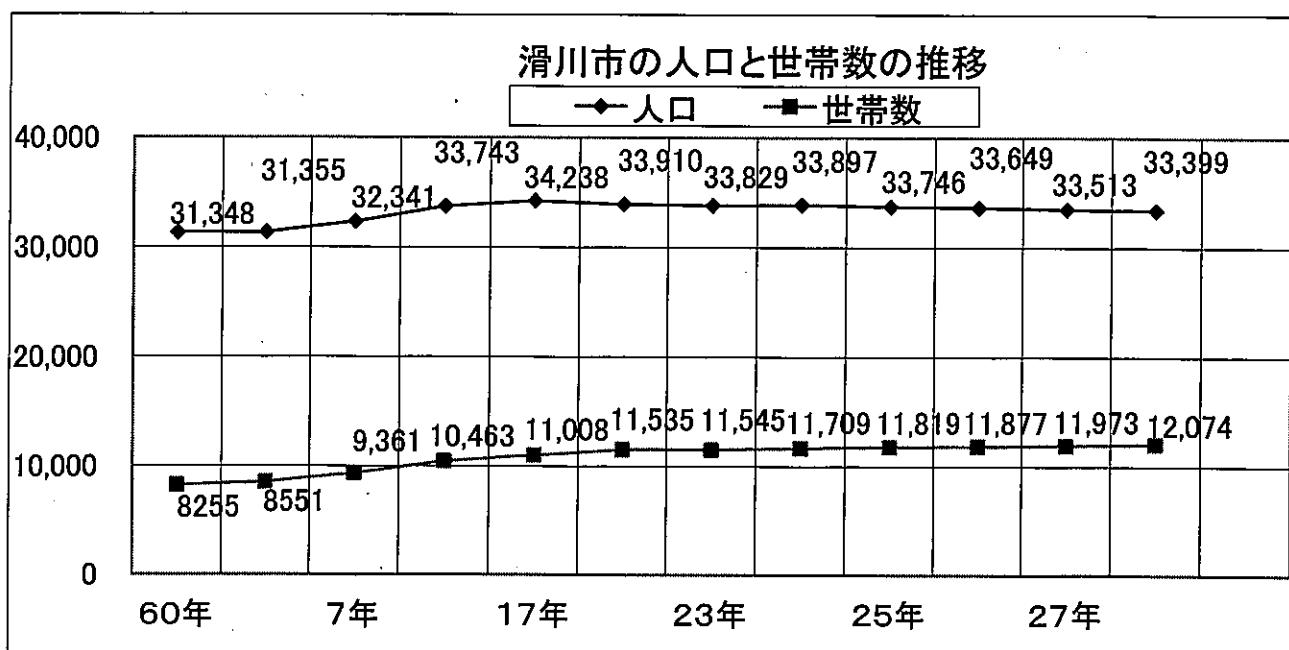
また、地区別でみると市内全体の高齢化率の28.7%に比べ、滑川東（35.9%）、滑川西（34.1%）、東加積（32.6%）、山加積（40.1%）の高齢化率が高く、他の地区に比べ高齢化が進んでいます。

◇人口と世帯数の推移

	S 6 0	H 2	H 7	H 1 2	H 1 7	H 2 2	H 2 3	H 2 4
人口	31,348	31,355	32,341	33,743	34,238	33,910	33,829	33,897
世帯数	8,255	8,551	9,361	10,463	11,008	11,535	11,545	11,709
世帯平均	3.80	3.67	3.45	3.23	3.11	2.94	2.93	2.89

H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
33,746	33,649	33,513	33,399
11,819	11,877	11,973	12,074
2.86	2.83	2.80	2.77

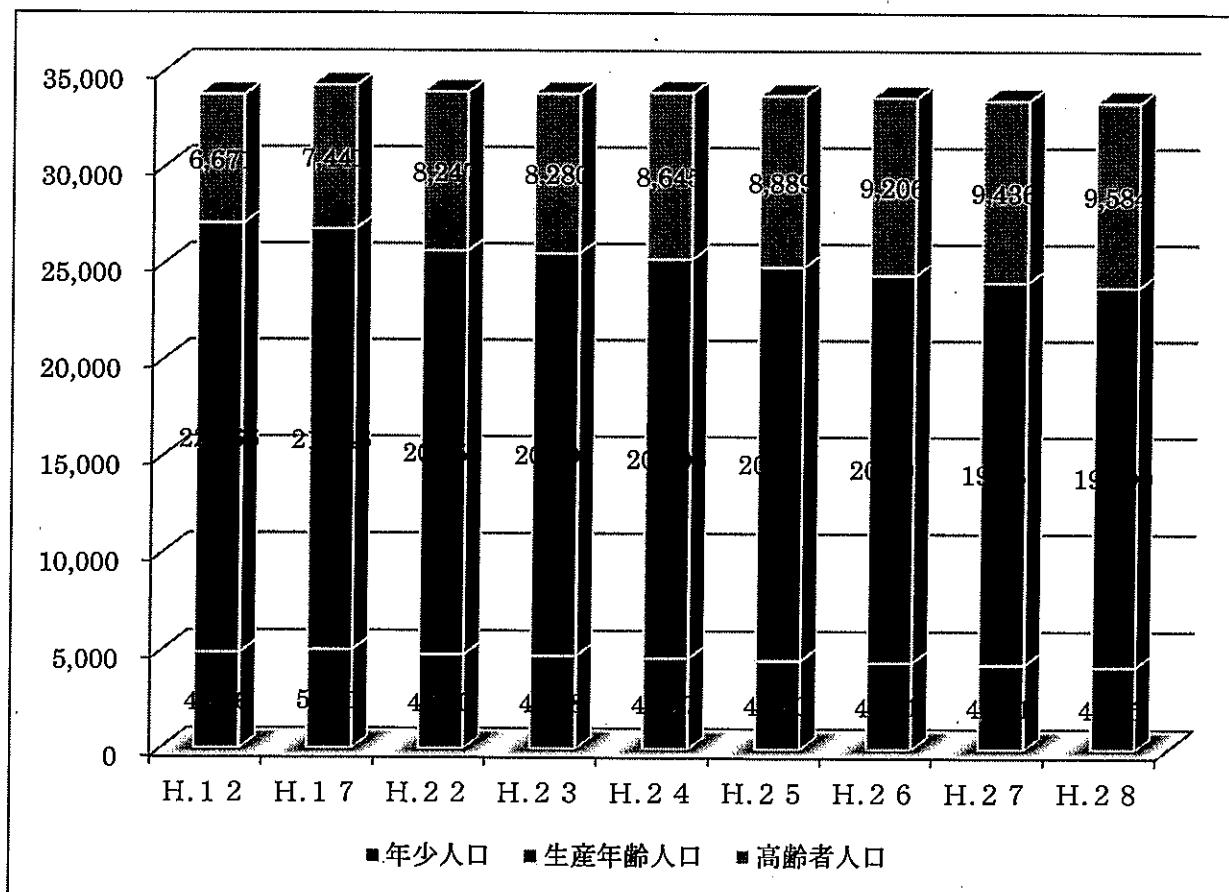
（各年10月1日現在）



◇年齢階層別人口の推移

	年少人口	生産年齢 人口	高齢者 人口	合 計	年少人口 率(%)	生産年齢 人口率(%)	高齢化 率(%)
H12	4,906	22,166	6,671	33,743	14.5	65.7	19.8
H17	5,051	21,746	7,441	34,238	14.8	63.5	21.7
H22	4,810	20,853	8,247	33,910	14.2	61.5	24.3
H23	4,748	20,801	8,280	33,829	14.0	61.5	24.5
H24	4,647	20,605	8,645	33,897	13.7	60.8	25.5
H25	4,540	20,317	8,889	33,746	13.5	60.2	26.3
H26	4,441	20,002	9,206	33,649	13.2	59.4	27.4
H27	4,341	19,736	9,436	33,513	13.0	58.8	28.2
H28	4,225	19,590	9,584	33,399	12.7	58.6	28.7

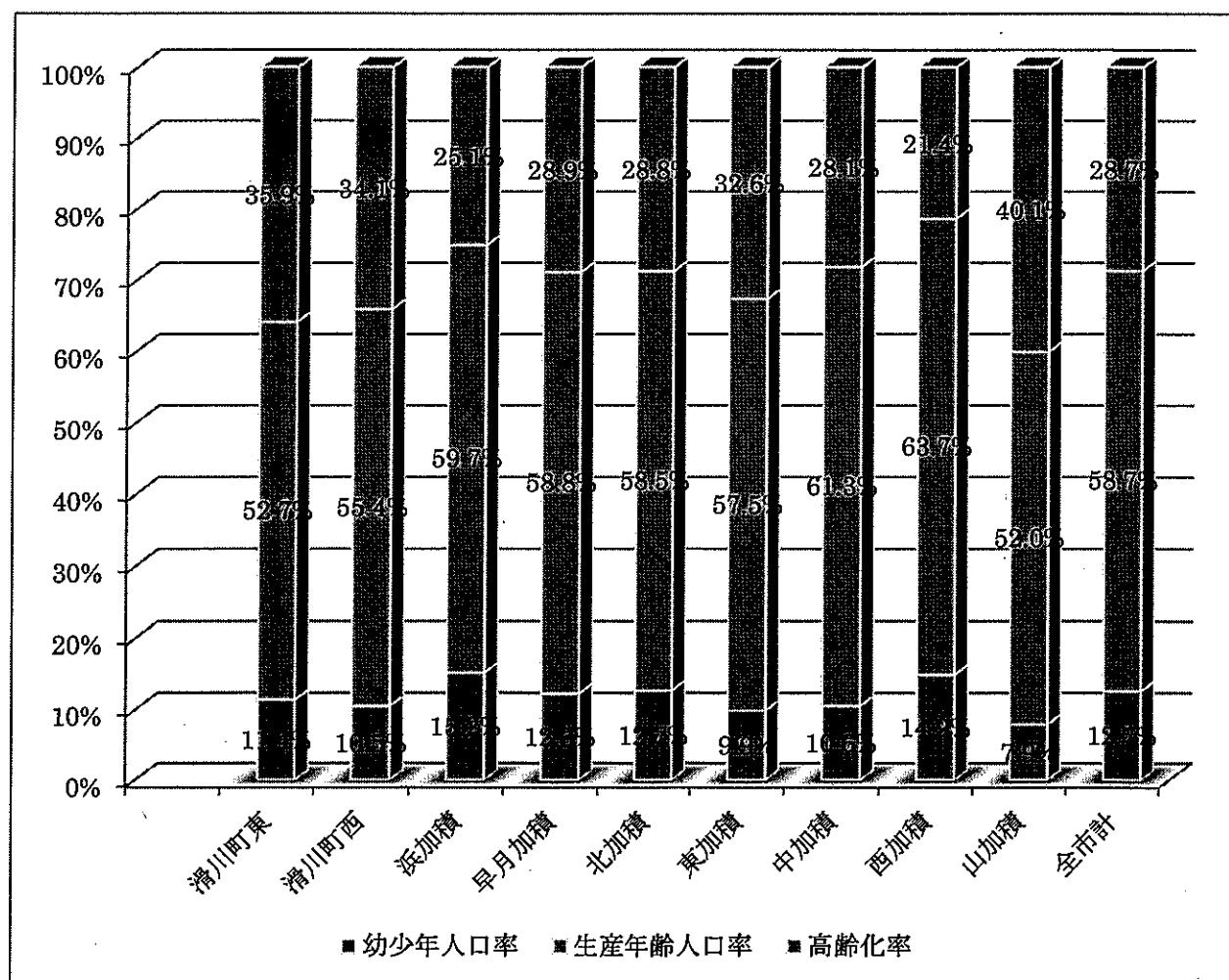
(各年10月1日現在 住民基本台帳)



◇地区別年齢階層別人口

地 区	世帯数	人口	年少 人口	生産 年齢 人口	高齢 者 人口	年少 人口 率 (%)	生産 年齢 人口 率 (%)	高齢化 率 (%)	高齢者のみの世帯			高齢者 のみの 世帯の 割合 (%)
									1人 世帯	(内ひ とりぐ らし登 録)	2人以 上世帯	
滑川東	2,225	5,522	631	2,909	1,982	11.4	52.7	35.9	432	95	292	32.5
滑川西	1,567	3,918	412	2,170	1,336	10.5	55.4	34.1	300	73	205	32.2
浜加積	1,532	4,308	656	2,573	1,079	15.2	59.7	25.1	138	21	131	17.6
早月加積	945	2,987	369	1,755	863	12.3	58.8	28.9	112	26	85	20.8
北加積	1,322	3,770	480	2,205	1,085	12.7	58.5	28.8	129	20	140	20.3
東加積	490	1,547	153	889	505	9.9	57.5	32.6	52	8	53	21.4
中加積	1,053	3,057	323	1,874	860	10.6	61.3	28.1	143	16	97	22.8
西加積	2,753	7,761	1,159	4,940	1,662	14.9	63.7	21.4	246	38	214	16.7
山加積	187	529	42	275	212	7.9	52.0	40.1	26	4	31	30.5
全市計	12,074	33,399	4,225	19,590	9,584	12.7	58.7	28.7	1,578	301	1,248	21.1

(平成28年10月1日現在 住民基本台帳)



2 高齢者や障がい者等の状況

(1) 高齢者の状況

高齢化及び、核家族化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者が年々増加しており平成28年は1,578人（世帯）で、全世帯の13.6%がひとり暮らし高齢者世帯となっています。

また、平成28年の要介護認定者は1,642人で、近年、要介護5の認定者が急増しており、重度化する傾向にあります。

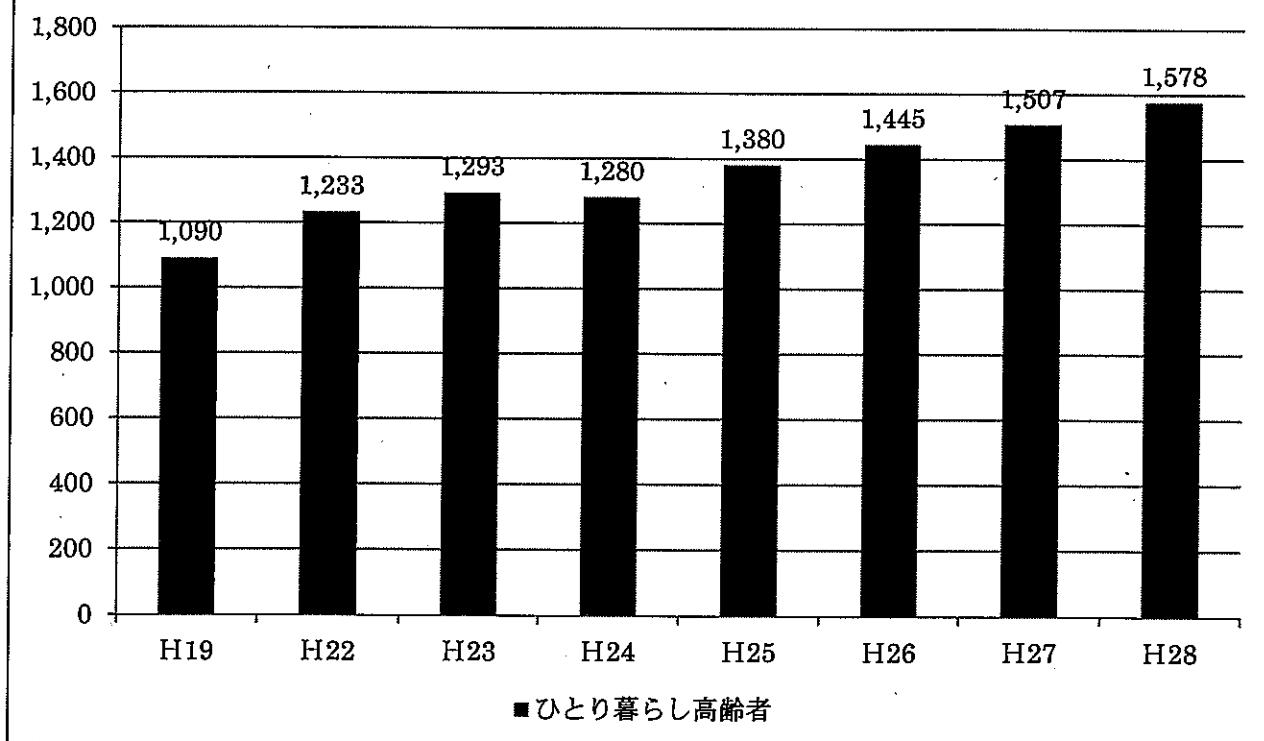
◇ひとり暮らし高齢者世帯の推移

(単位：人)

	H19	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
ひとり暮らし高齢者	1,090	1,233	1,293	1,280	1,380	1,445	1,507	1,578

(各年10月1日現在 住民基本台帳)

ひとり暮らし高齢者世帯の推移

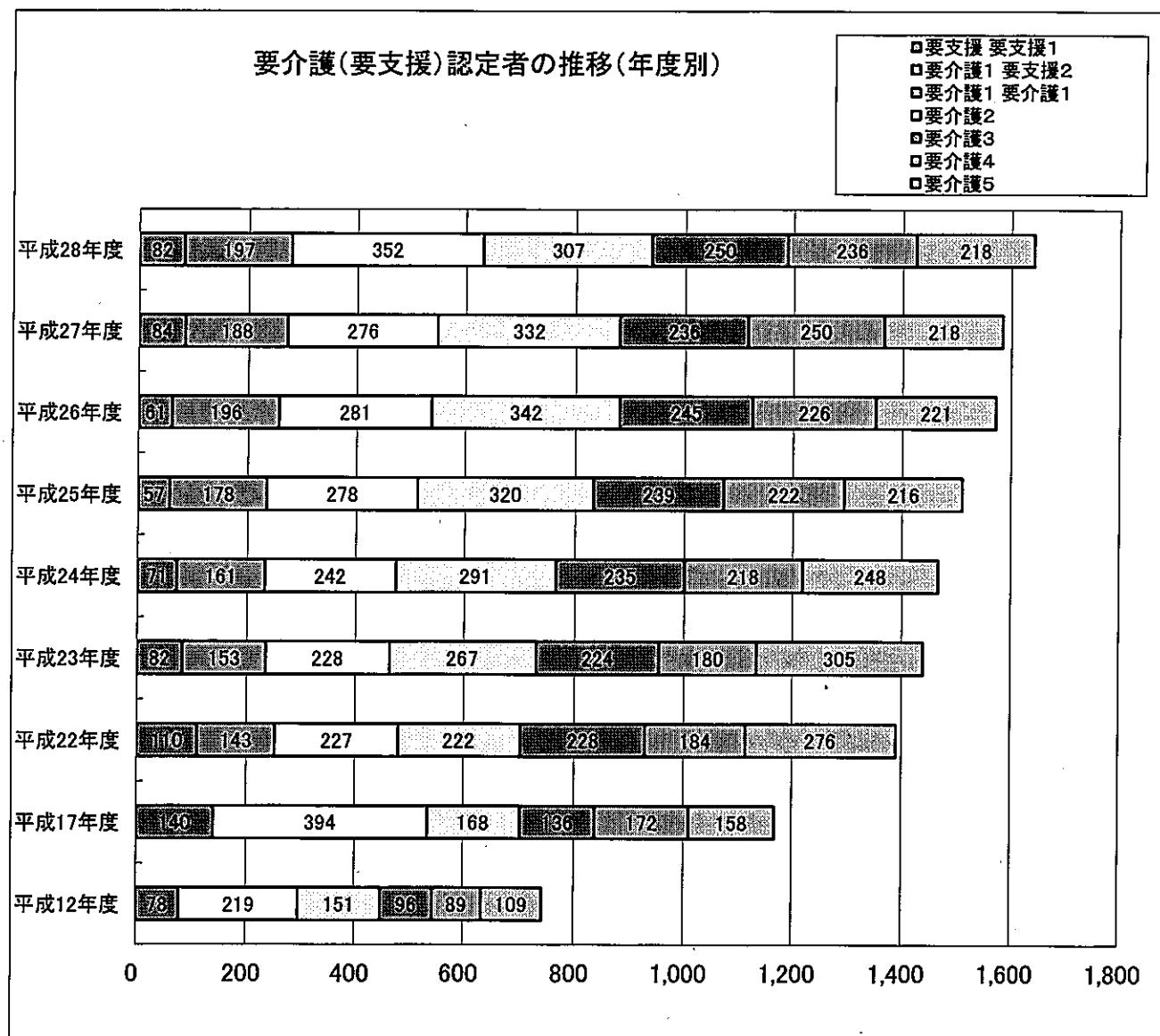


◇要介護（要支援）認定者の推移

(単位:人)

区分	H12	H17	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
要支援1	78	140	110	82	71	57	61	84	82
要介護1	要支援2			143	153	161	178	196	188
	要介護1	219	394	227	228	242	278	281	352
要介護2	151	168	222	267	291	320	342	332	307
要介護3	96	136	228	224	235	239	245	236	250
要介護4	89	172	184	180	218	222	226	250	236
要介護5	109	158	276	305	248	216	221	218	218
合計	742	1,168	1,390	1,439	1,466	1,510	1,572	1,584	1,642
65歳以上人口	6,684	7,455	8,247	8,280	8,645	8,889	9,206	9,436	9,584
認定率	11.1	15.7	16.9	17.4	17.0	17.0	17.1	16.8	17.1

(各年10月1日現在)



(2) 障がい者の状況

①身体障がい者（児）の状況

身体障がい者（児）数は平成28年では、1,401人となっており、近年は横ばいの傾向を示しています。また、障害種別で見ると 肢体不自由が737人と最も多く、心臓機能障害などの内部障害が次に多く466人となっています。

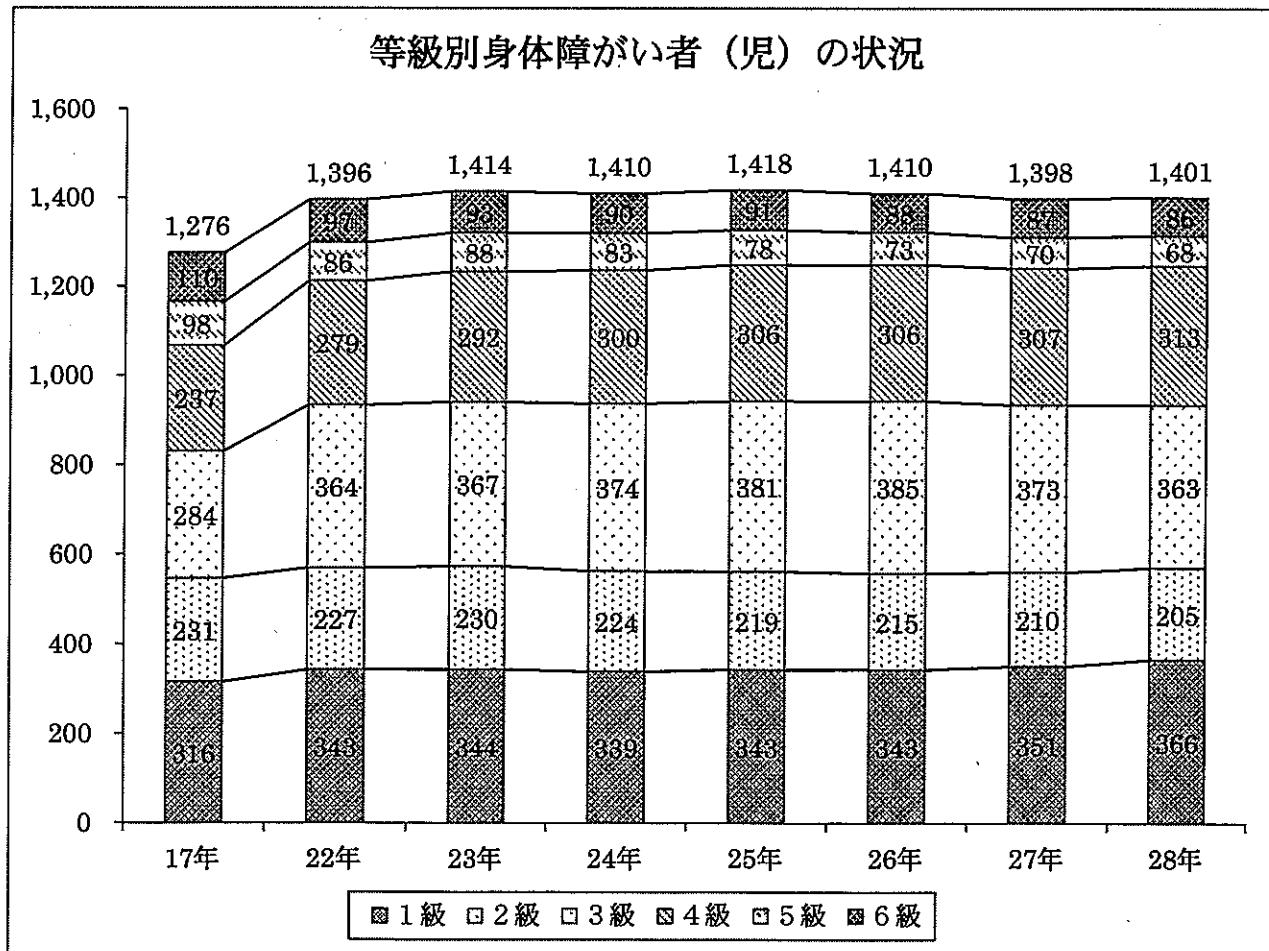
◇等級別身体障がい者（児）の状況

（単位：人）

等 級	H17	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
1 級	316	343	344	339	343	343	351	366
2 級	231	227	230	224	219	215	210	205
3 級	284	364	367	374	381	385	373	363
4 級	237	279	292	300	306	306	307	313
5 級	98	86	88	83	78	73	70	68
6 級	110	97	93	90	91	88	87	86
合 計	1,276	1,396	1,414	1,410	1,418	1,410	1,398	1,401

（各年4月1日現在）

等級別身体障がい者（児）の状況



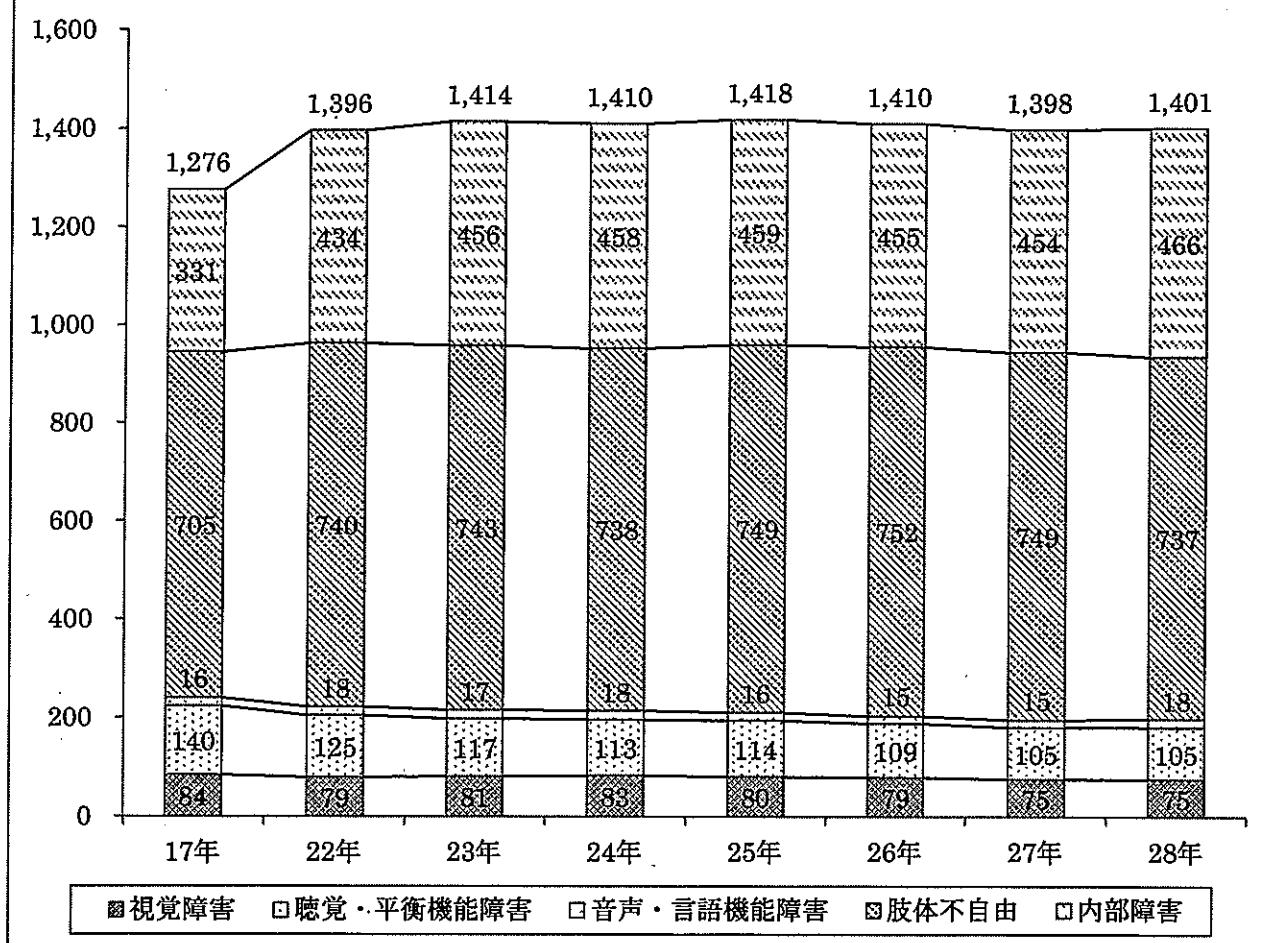
◇障害種別身体障がい者（児）の状況

(単位：人)

障害種別	H17	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
視覚障害	84	79	81	83	80	79	75	75
聴覚・平衡機能障害	140	125	117	113	114	109	105	105
音声・言語機能障害	16	18	17	18	16	15	15	18
肢体不自由	705	740	743	738	749	752	749	737
内部障害	331	434	456	458	459	455	454	466
合計	1,276	1,396	1,414	1,410	1,418	1,410	1,398	1,401

(各年4月1日現在)

障害種別身体障がい者の状況



②知的障がい者（児）の状況

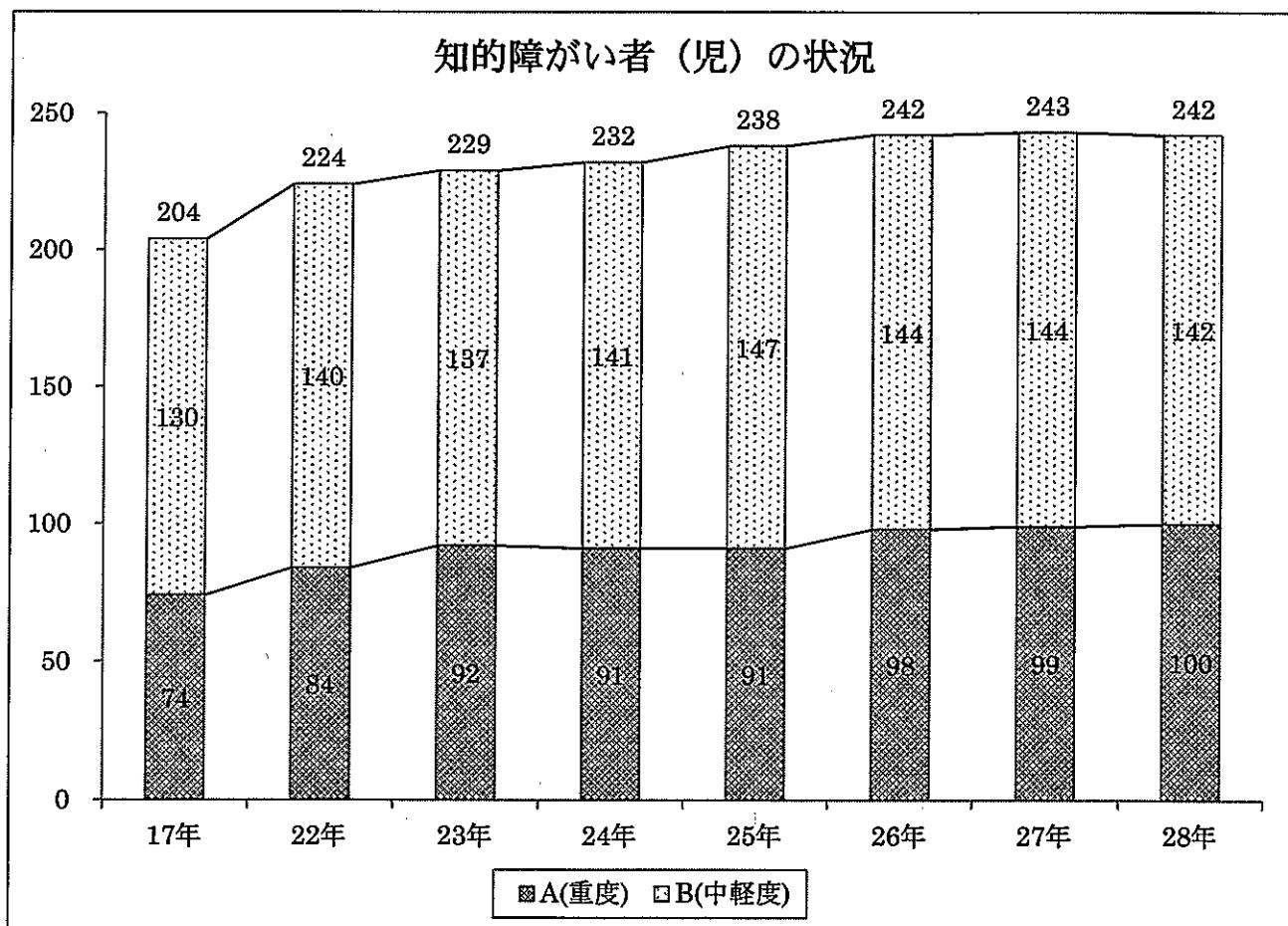
知的障がい者（児）数は平成28年では、A（重度）が100人、B（中軽度）が142人となっています。

◇知的障がい者（児）の状況

(単位：人)

障害区分	H17	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
A（重度）	74	84	92	91	91	98	99	100
B（中軽度）	130	140	137	141	147	144	144	142
合計	204	224	229	232	238	242	243	242

(各年4月1日現在)



③精神障がい者の状況

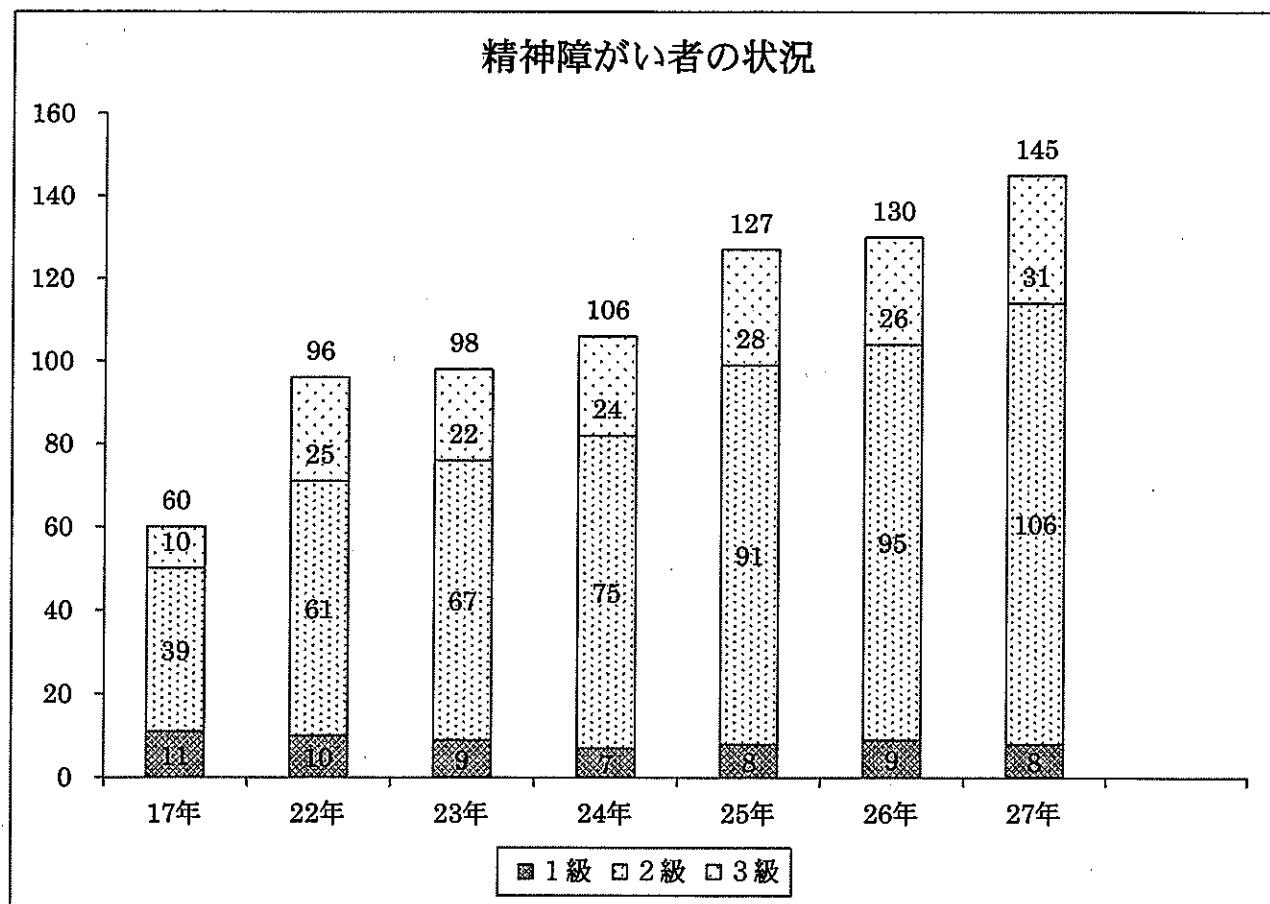
精神障がい者数は平成27年では、1級が8人、2級が106人、3級が31人となっており、年々増加傾向にあります。

◇精神障がい者の状況

(単位：人)

等級	H17	H22	H23	H24	H25	H26	H27
1級	11	10	9	7	8	9	8
2級	39	61	67	75	91	95	106
3級	10	25	22	24	28	26	31
合計	60	96	98	106	127	130	145

(資料：富山県心の健康センター 各年度3月31日現在)



(3) 児童・家庭の状況

①児童に関する状況

出生数は、平成9年に300人を超えて、平成18年まで概ね300人を維持していましたが、平成19年以降は平成22年を除き、300人を下回る状況が続いている。

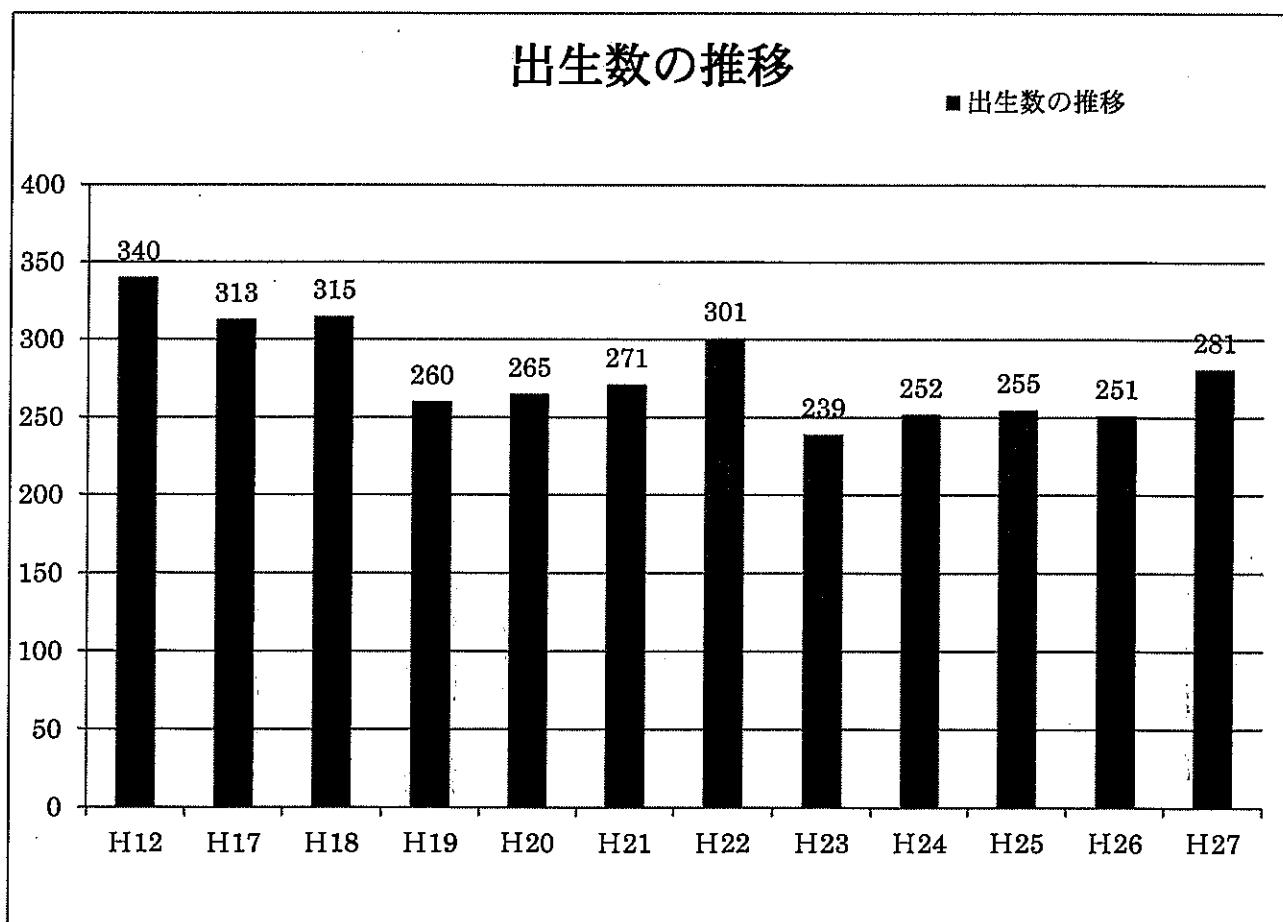
また、人口千人あたりの出生率は、平成11年には10.8まで上昇し、その後10.0あたりを前後していましたが、平成19年には大きく減少し、8.0を割り込みました。

◇出生数の推移

(単位：人)

	H12	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
出生数の推移	340	313	315	260	265	271	301	239	252	255	251	281

(資料：富山県統計年鑑)

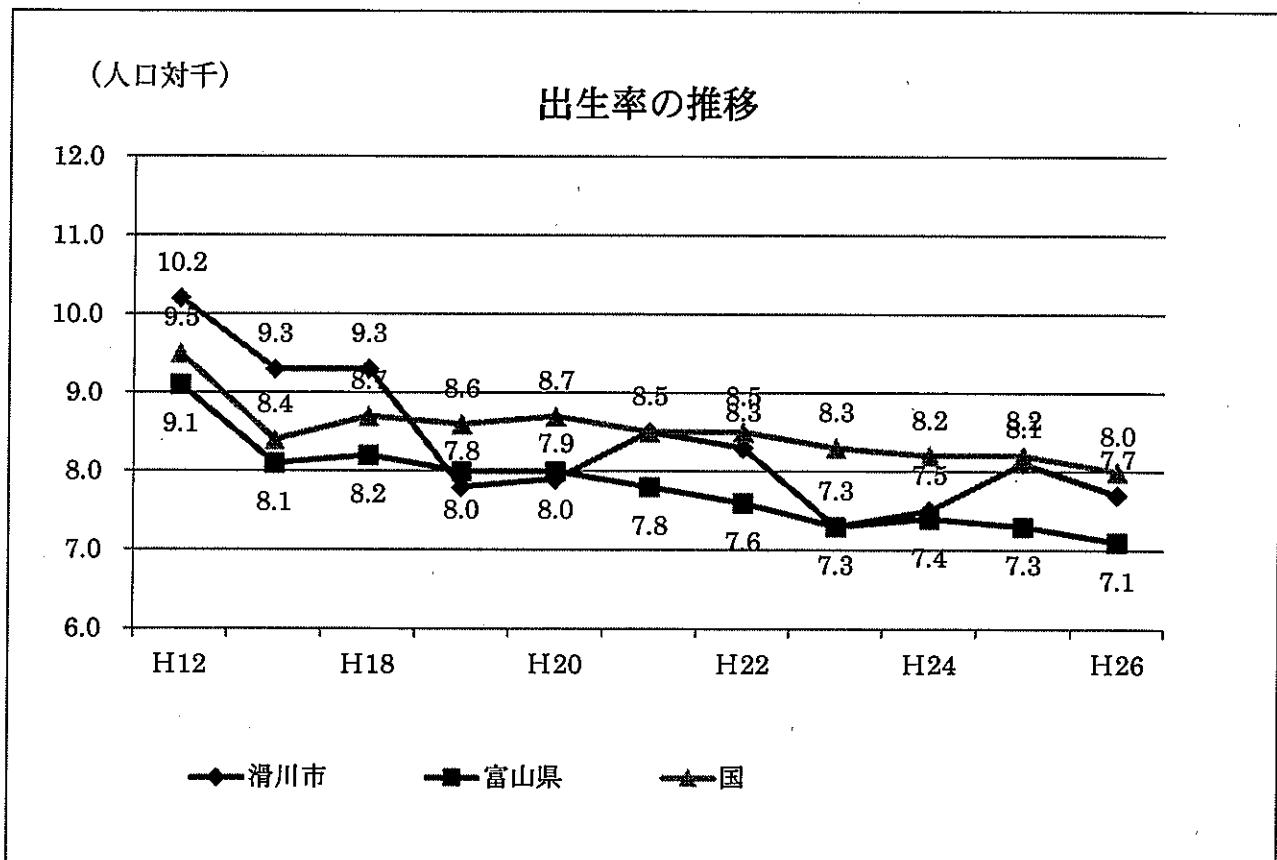


◇出生率の推移

	H12	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
出生率(人口千人対)	滑川市	10.2	9.3	9.3	7.8	7.9	8.5	8.3	7.3
	富山県	9.1	8.1	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6	7.3
	国	9.5	8.4	8.7	8.6	8.7	8.5	8.5	8.3

H24	H25	H26
7.5	8.1	7.7
7.4	7.3	7.1
8.2	8.2	8.0

(資料: 富山県統計年鑑、人口動態統計)



②家庭に関する状況

家庭を取り巻く生活・社会環境の変化により、離婚や死別などによる母子・父子家庭が増加傾向にあり、近年は300世帯を超えていきます。

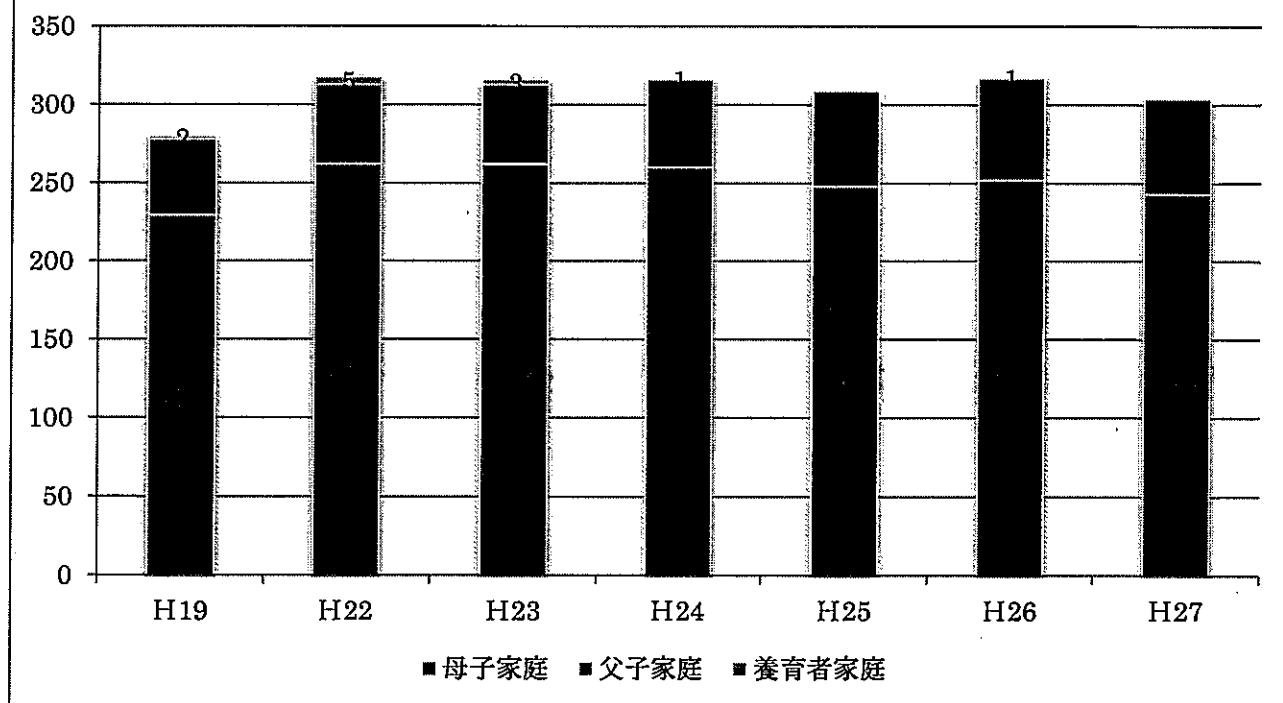
◇ひとり親世帯等の推移

(単位:世帯)

区分	H19	H22	H23	H24	H25	H26	H27
母子家庭	229	262	262	260	248	252	243
父子家庭	49	51	51	56	61	65	61
養育者家庭	2	5	3	1	0	1	0
合計	280	318	316	317	309	318	304

(各年10月1日現在)

ひとり親世帯等の推移



(4) その他社会的支援を必要とする人々の状況

本市の生活保護の状況は、被保護世帯数及び人員は減少傾向にあるものの経済的に困窮する高齢者世帯の増加や家族や地域のつながりの希薄化などにより保護に至るケースが年々増加傾向にあります。

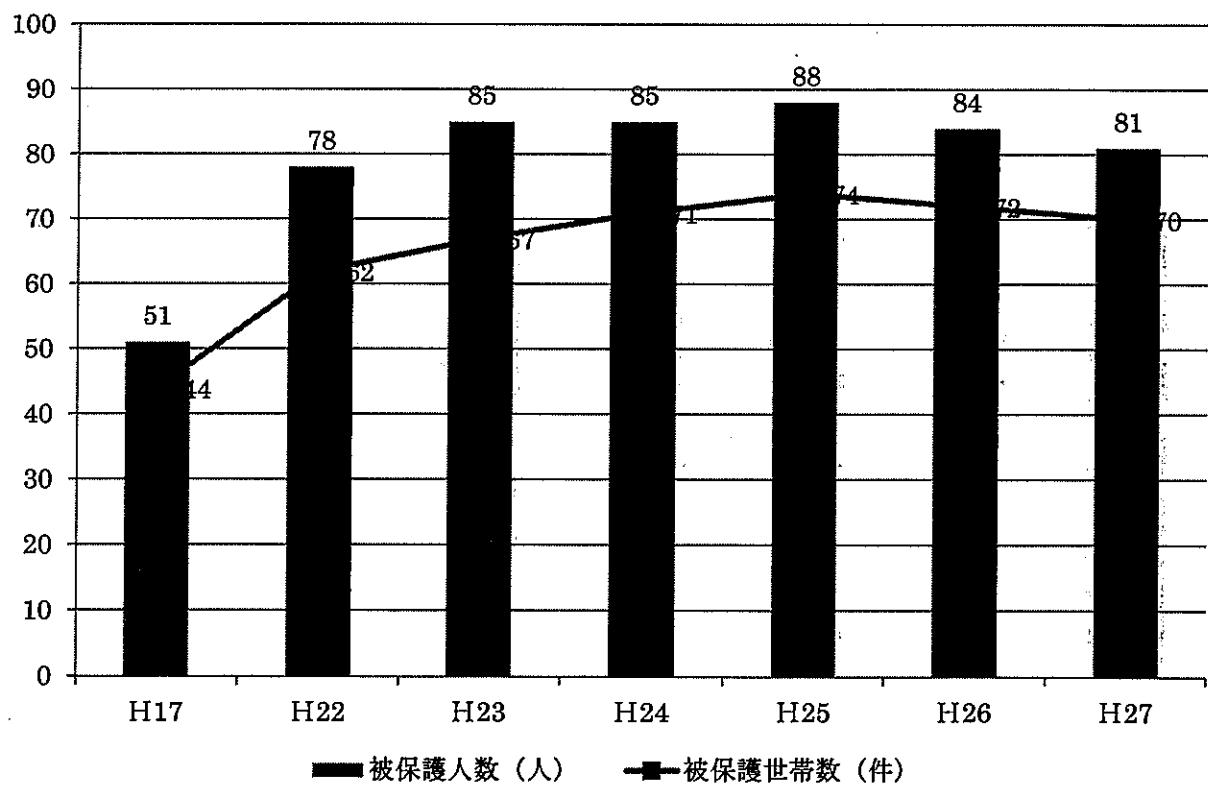
◇生活保護世帯、人員の推移

(単位：世帯／人)

区分	H17	H22	H23	H24	H25	H26	H27
被保護世帯	44	62	67	71	74	72	70
被保護人員	51	78	85	85	88	84	81

(各年度月平均)

生活保護世帯・人員の推移

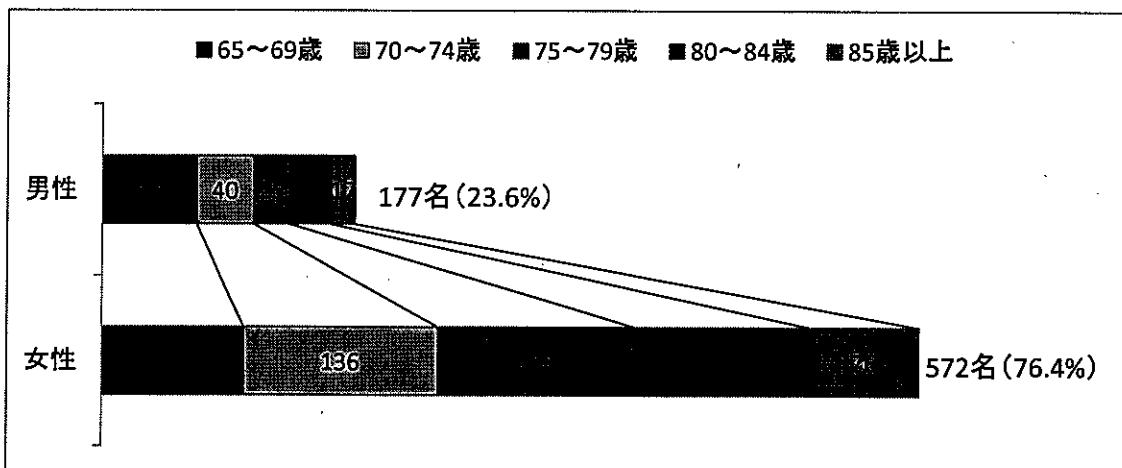


3 「介護予防・日常生活支援総合事業開始に向けた高齢者生活実態調査」からみる課題

実施期間：平成28年2月4日～3月31日

調査対象者：市内の65歳以上ひとり暮らし高齢者世帯（H27.12.1時点）で、要介護認定者等を除く987名

集計対象者：749名（このうち要支援1・2は77名）



※ 結果については、割合を示すものについては棒グラフ、その他のものは回答数の表で記載しました。割合は四捨五入で表したため、合計しても100%にならない場合があります。

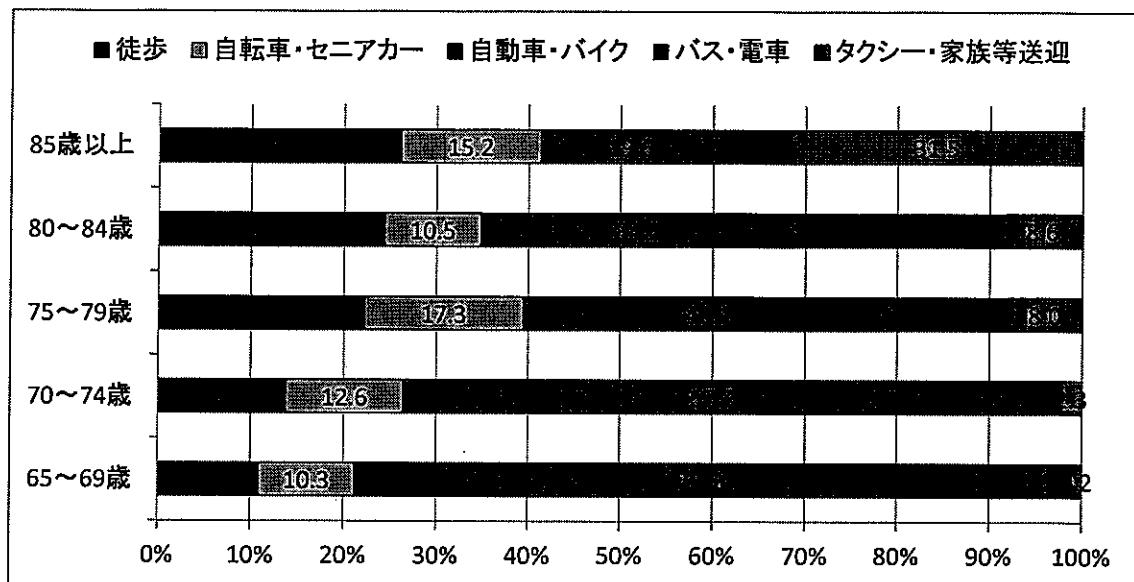
問1. あなたのお住まいや生活の状況について、該当する全てに○を記入ください。

性別	1. 男性	2. 女性	
(平成28年1月1日時点)			
年齢	1. 65歳～69歳 4. 80歳～84歳	2. 70歳～74歳 5. 85歳以上	3. 75歳～79歳
お住まいの地区	1. 滑川東地区 5. 北加積	2. 滑川西地区 6. 東加積	3. 浜加積 7. 中加積 4. 早月加積 8. 西加積 9. 山加積
生活の場所	1. 自宅	2. その他()	
介護認定の有無	1. なし	2. 要支援1 3. 要支援2	
主な外出方法(1つ)	1. 徒歩 5. バス	2. 自転車 6. タクシー	3. バイク 7. 電車 4. 自動車 8. 家族又は友人の送迎

【お住まいの地区】

年齢	滑川東	滑川西	浜加積	早月加積	北加積	東加積	中加積	西加積	山加積	総計
65～69歳	39	25	17	9	8	5	21	37	4	165
70～74歳	55	28	24	11	12	4	14	28	0	176
75～79歳	51	26	16	6	8	2	9	39	6	163
80～84歳	44	33	14	6	8	8	14	24	1	152
85歳以上	32	15	8	5	9	6	4	14	0	93
総計	221	127	79	37	45	25	62	142	11	749

【主な外出方法（1つ）】

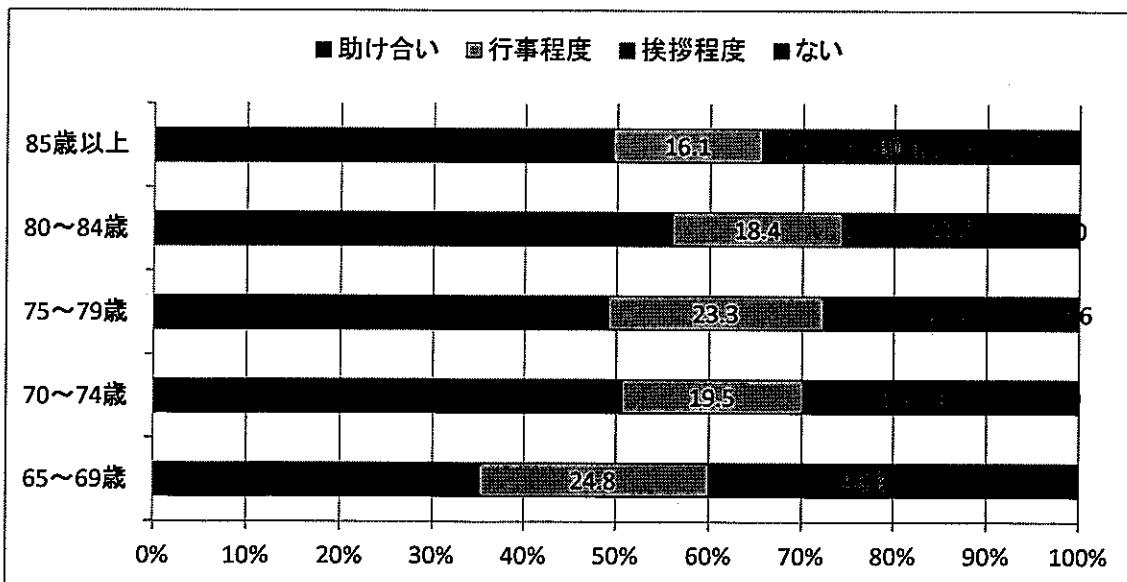


自動車での外出が多く、乗れなくなった場合に行動範囲が狭くなることが考えられます。徒歩で行ける範囲に交流の場を設ける必要があります。また、買い物などの生活支援を身近で受けられる仕組みづくりが必要です。

問2. 家族、友人やご近所付き合いについてお聞きします。

(1) ご近所との付き合いについて、該当するもの一つに○を記入ください。

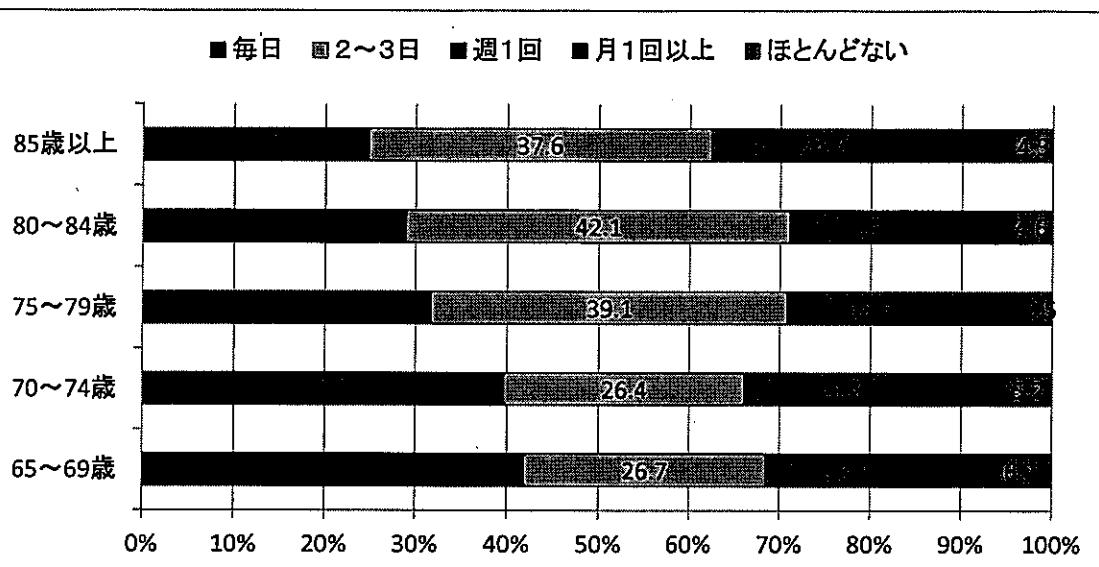
- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1. 気軽に相談をしたり、助け合っている | 2. 町内の行事に参加する程度 |
| 3. 会えば挨拶をする程度 | 4. 付き合いがほとんどない |



(2) 家族、友人やご近所等との会話（電話も含む）の頻度について、該当す

るもの一つに○を記入ください。

- | | | |
|----------|------------|----------|
| 1. 毎日 | 2. 2~3日に1回 | 3. 週1回程度 |
| 4. 月1回以上 | 5. ほとんどない | |



付き合いがほとんどないや挨拶程度から、助け合いの関係へ変えていくには、住民どうしが顔の見える関係を作っていくことが必要であると考えられます。地域における交流の場を通して、会話の頻度を増やし、楽しみ（生きがい）を見つけていくことが必要であると考えられます。

問3. 普段の生活についてお聞きします。

(1) 下記の項目について、他者（家族・親族等含む）から支援を受けているかどうか、1. または2. に○を記入ください。また、「1. 受けている」と記入した場合、【】内に内容を記入ください。

(記入例) ⑤ゴミ出し ①受けている 【誰に(近所の人) 頻度(週2回)】 2. 受けていない

①入浴 1. 受けている 【誰に() 頻度()】 2. 受けていない

※以下②掃除、③洗濯、④調理、⑥布団干し、⑦買い物、⑧通院、⑨電球交換、⑩灯油の補充

①入浴支援

年齢	受けている
65～69歳	0
70～74歳	0
75～79歳	2
80～84歳	2
85歳以上	0
総計	4

②掃除支援

年齢	受けている
65～69歳	0
70～74歳	1
75～79歳	1
80～84歳	2
85歳以上	5
総計	9

③洗濯支援

年齢	受けている
65～69歳	0
70～74歳	1
75～79歳	2
80～84歳	0
85歳以上	3
総計	6

④調理支援

年齢	受けている
65～69歳	2
70～74歳	2
75～79歳	1
80～84歳	9
85歳以上	1
総計	28

⑤ゴミ出し支援

年齢	受けている
65～69歳	0
70～74歳	1
75～79歳	9
80～84歳	14
85歳以上	10
総計	34

⑥布団干し支援

年齢	受けている
65～69歳	0
70～74歳	0
75～79歳	3
80～84歳	9
85歳以上	5
総計	17

⑦買い物支援

年齢	受けている
65～69歳	7
70～74歳	4
75～79歳	16
80～84歳	19
85歳以上	20
総計	66

⑧通院支援

年齢	受けている
65～69歳	3
70～74歳	5
75～79歳	10
80～84歳	15
85歳以上	14
総計	47

⑨電球交換

年齢	受けている
65～69歳	3
70～74歳	16
75～79歳	24
80～84歳	33
85歳以上	28
総計	104

⑩灯油の補充

年齢	受けている
65～69歳	1
70～74歳	3
75～79歳	8
80～84歳	9
85歳以上	6
総計	27

※家族3・友人知人

※家族19・施設4・
知人1・親戚1・業者1

※家族47・親戚3・
妹2・知人1・職場1

※家族5・友人知人
2・シルバー人材セ

※家族21・近所の
人4・妹2・親戚1・施
設1・職場の人1

※家族6

※家族17親戚1

※家族63・業者23・
友人知人5・施設職
員5・近所の人4・親
戚3

(2) (1) で「1. 受けている」と1つでも答えた方にお聞きします。

支援を受けるようになった理由は何ですか。該当するもの全てに○を記入ください。

- | | |
|------------------------|---------------------|
| 1. 身体面に支障があるため | 2. 病気等があり不安であるため |
| 3. 段差があるなどの住環境に問題があるため | 4. 店、銀行、病院等が近くにないため |
| 5. 交通手段がないため | 6. おっくうになりしなくなった |
| 7. もともとしたことがないから分からない | 8. その他() |

年齢	身体面	病気等	住環境	近くにない	交通手段	億劫	分からぬ	その他	総計
65～69歳	2	4	0	2	2	2	0	0	12
70～74歳	4	6	3	1	3	0	7	2	26
75～79歳	8	6	6	7	4	2	3	3	39
80～84歳	18	10	7	8	8	4	6	2	63
85歳以上	17	3	2	6	6	2	3	3	42
総計	49	29	18	24	23	10	19	10	182

※危険だからなど

家族による支援が多くなっています。地域で身近に支援が受けられる仕組みづくりや、少しの工夫や手助けにより、できることを維持していく環境づくりが必要であると考えられます。

問4. 日常生活の困りごとを相談しているところを、該当するもの3つまで○を記入ください。

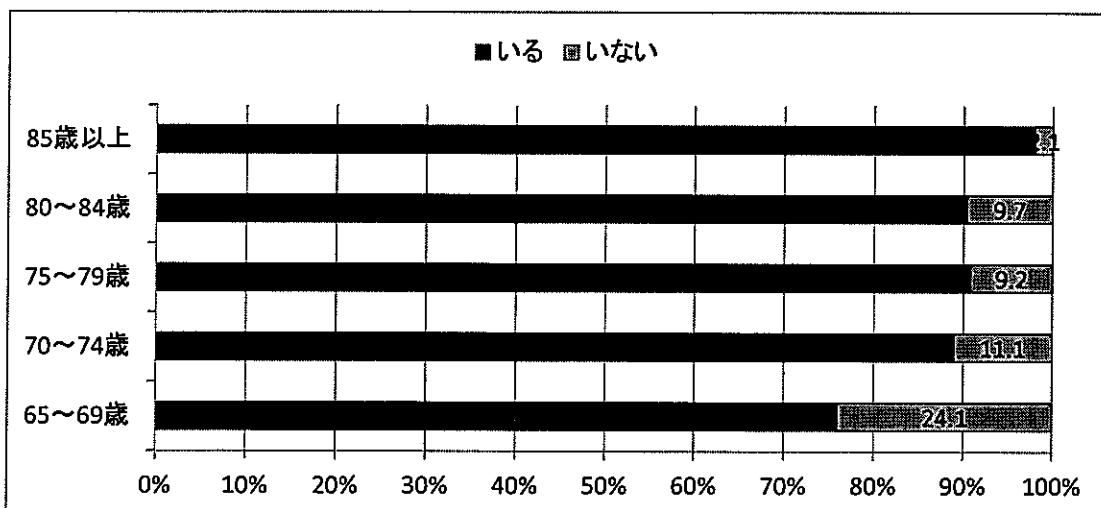
- | | | | |
|---------------------------|---------------|---------|--------|
| 1. 家族 | 2. 親戚 | 3. 友人 | 4. 隣近所 |
| 5. 市役所(地域包括支援センター等) | 6. 町内会長または班長 | 7. 民生委員 | |
| 8. 介護保険事業所(ケアマネジャー、ヘルパー等) | 9. その他() | | |
| 10. 相談する相手がない | 11. 相談する必要がない | | |

年齢	家族	親戚	友人	隣近所	市役所	町内会長	民生委員	その他	相手がない	必要がない	総計
65~69歳	66	49	52	25	4	4	5	2	8	37	252
70~74歳	77	51	63	32	3	5	4	0	4	37	276
75~79歳	89	53	35	30	4	5	10	2	3	21	252
80~84歳	77	60	40	32	1	7	18	0	1	18	254
85歳以上	39	27	21	16	2	0	9	1	0	8	123
総計	348	240	211	135	14	21	46	5	16	121	1157

現在支援を受けている相手と同様に、家族が多くなっています。相談する相手がないという方もいます。また、必要がないと回答していても、周囲から見れば支援が必要な場合も考えられます。地域でも気軽に相談できる交流の場が必要であると考えられます。

問5. 日常生活で困ったことが起きた時に、助けてくれる人はいますか？どちらかに○を記入ください。

いる (誰ですか?:) ない



【助けてくれる人との関係】

年齢	家族	兄弟姉妹	友人	近所の人	親戚	施設職員	民生委員	市役所	新聞配達	班長	総計
65~69歳	67	35	27	4	12	0	0	1	0	0	146
70~74歳	87	30	23	9	22	1	0	0	0	0	172
75~79歳	81	20	10	13	19	1	1	0	0	1	146
80~84歳	80	13	7	19	14	0	2	0	1	0	136
85歳以上	51	10	8	7	6	1	1	1	0	0	85
総計	366	108	75	52	73	3	4	2	1	1	685

家族が多くなっています。助けてくれる人がいないという状況に陥らないよう、地域でも見守りや助け合いの関係を築いていく必要があります。

問6. 今後の生活についてお聞きします。

(1) 現在、自分で行っている日常の生活動作が、出来なくなったりした場合、あなたはどのような支援を希望しますか。該当するもの2つに○を記入ください。

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1. 介護サービスを利用したい | 2. 家族に支援してもらいたい |
| 3. 近所や友人に助けてもらいたい | 4. ボランティアにお願いしたい |
| 5. 宅配や便利屋等の民間業者を利用したい | |
| 6. その他() | |

年齢	サービス	家族	近所や友人	ボランティア	民間業者	施設入所	その他	総計
65~69歳	104	45	11	19	32	0	1	212
70~74歳	110	62	14	33	20	1	0	240
75~79歳	96	61	8	17	20	0	0	202
80~84歳	96	58	14	16	19	0	0	203
85歳以上	56	31	7	6	9	1	0	110
総計	462	257	54	91	100	2	1	967

(2) 今後、ボランティアの人に手伝ってもらいたいものを次からお選びください。(○は3つまで)

- | | | | | |
|------------|--------|-------|---------------|---------|
| 1. 入浴 | 2. 掃除 | 3. 洗濯 | 4. 調理 | 5. ゴミ出し |
| 6. 布団干し | 7. 買い物 | 8. 通院 | 9. 電球交換や灯油の補充 | |
| 10. その他() | | | 11. なし | |

年齢	入浴	掃除	洗濯	調理	ゴミ出し	布団干し	買い物	通院	電球/灯油	その他	なし	総計
65~69歳	8	18	6	14	18	3	34	15	16	4	48	184
70~74歳	9	22	6	14	11	5	34	26	16	2	51	196
75~79歳	12	29	7	8	17	8	33	22	27	2	36	201
80~84歳	11	25	7	12	14	10	35	20	21	5	33	193
85歳以上	11	17	4	9	17	7	17	7	13	2	15	119
総計	51	111	30	57	77	33	153	90	93	15	183	893

介護サービスを利用したいと考える方が多くなっています。地域にあるフォーマル・インフォーマル※な支援を上手く活用できる仕組みづくりが必要になります。また、地域における生活支援の支え合いの構築者が重要になってくると考えられます。

介護サービスの<フォーマル・インフォーマル>

フォーマルサービスとは、医療保険制度や介護保険事業などの法律、制度に基づいて行われる公的なサービスのことです。たとえば、訪問介護（ホームヘルパー）や訪問看護・デイサービス・デイケアなどがフォーマルサービスにあたります。

インフォーマルサービスとは、介護保険などの制度を使わないサービスのことです。NPO法人やボランティアグループが行うサービス（有料・無料に関わらない）だけでなく、家族・親戚・近所の人の力も、インフォーマルサービスに含まれます。

問7. 普段の余暇活動についてお聞きします。

(1) 普段の生活の中で、主に行っている余暇活動は何ですか。該当するもの全てに○を記入ください。

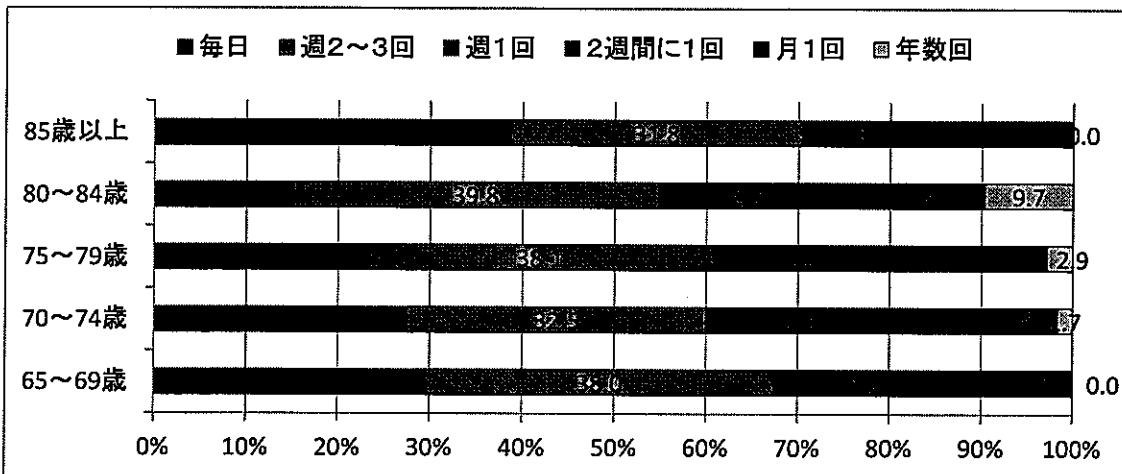
- | | |
|------------------|-----------------------------|
| 1. スポーツ活動・ウォーキング | 2. 趣味・娯楽活動(手芸、パソコン、俳句、カメラ等) |
| 3. 友人・知人との交流 | 4. 市民講座等の学習 |
| 5. ボランティア活動 | 6. その他() |
| 7. 余暇活動を行っていない | |

年齢	スポーツ	趣味・娯楽	交流	学習	ボランティア	その他	行っていない	総計
65～69歳	66	74	73	6	11	6	25	261
70～74歳	51	68	85	12	15	2	33	266
75～79歳	48	46	80	16	12	4	29	235
80～84歳	34	41	73	16	6	6	37	213
85歳以上	14	21	35	6	2	3	27	108
総計	213	250	346	56	46	21	151	1083

※畠など

(2) (1)で「1～6」と答えた方にお聞きします。どのくらい余暇活動を行っていますか。該当するもの一つに○を記入ください。

- | | | |
|-----------|----------|--------|
| 1. 毎日 | 2. 週2～3回 | 3. 週1回 |
| 4. 2週間に1回 | 5. 月1回 | 6. 年数回 |



(3) (1)で「7. 余暇活動を行っていない」と答えた方にお聞きします。余暇活動を行っていない理由は何ですか。該当するもの全てに○を記入ください。

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1. 以前から行っていないため | 2. やりたいことが思いつかないため |
| 3. 仲間がいないため | 4. やりたいが機会がないため |
| 5. 忙しいため | 6. 病気のため |
| 7. 身体面に支障があるため | 8. その他() |

年齢	以前から	思いつかない	仲間がいない	機会がない	忙しい	病気	身体面	その他	総計
65～69歳	12	5	4	2	6	1	4	1	35
70～74歳	14	9	4	2	8	0	4	2	43
75～79歳	15	4	2	0	9	5	14	0	49
80～84歳	14	5	6	5	4	7	16	2	59
85歳以上	17	6	4	1	1	2	9	1	41
総計	72	29	20	10	28	15	47	6	227

以前から、思いつかないなど、きっかけがあれば余暇活動を行えそうな回答が多くなっています。誰もが気軽に始められる余暇活動の場を提供する必要があります。

第4章 計画策定の基本的考え方

1 基本理念

この計画は、第1期滑川市福祉都市推進計画、第2期滑川市地域福祉計画の理念を継承しつつ、第4次滑川市総合計画で目指すまちづくりの将来像である「ひと・まち・産業が元気なまち 滑川」のひとつである「ひとが元気」を基に、市民一人ひとりの個性が輝き、年齢や障がいの有無などに関係なく、人や地域とのつながりの中で、ともに支え合いながら安心して暮らせるまちづくりを目指します。

基本理念

ともに支え合い 元気で幸せに暮らせるまち 滑川

2 基本目標

基本理念の実現に向け、地域福祉を計画的効果的に推進するために、次の3つの基本目標を設定し、体系的に施策の展開を図ります。

基本目標

(1) 地域活動を支える担い手づくり

地域住民全体が地域活動やボランティア活動に積極的に参加し、お互いに助け合い支え合いながら、個性と魅力あふれた心豊かな人が集うまちづくりを目指します。

(2) 安全・安心に暮らせる地域づくり

その人らしい生活を送る権利が保障され、必要な援助を受けることができ、また、高齢者や子どもを狙った犯罪の防止や災害時要援護者への支援体制を構築し、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

(3) みんなで支える地域づくり

サービスに関する情報提供や質の高いサービスを確保するための福祉基盤の整備に努め、住み慣れた地域で自立しながら暮らすことができるまちづくりを目指します。

第5章 施策の展開

◇施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策	施策の基本方向
ともに支え合い 元気で幸せに暮らせるまち 滑川	I 地域活動を支える 担い手づくり	1 ボランティア活動の促進	(1) ボランティア意識の醸成 (2) 参加しやすい環境づくり
		2 地域福祉の担い手の育成	(1) 地域における多様な人材の活動支援 (2) 地域のリーダー育成
	II 安全・安心に暮らせる 地域づくり	1 個人の権利擁護の推進	(1) 高齢者・障がい者・児童等の虐待防止 (2) 地域におけるセーフティネットの構築 (3) 成年後見制度等の普及促進
		2 安心して生活できる 環境整備に推進	(1) 災害時要援護者支援体制の整備 (2) 地域の防犯活動の推進 (3) ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進
	III みんなで支える 地域づくり	1 福祉サービス基盤の整備	(1) 地域見守り活動の推進 (2) 保健、医療、福祉の連携強化 (3) 地域包括ケアシステムの構築
		2 福祉サービスの情報提供、 相談支援の充実	(1) 情報提供の充実 (2) 相談支援の充実
		3 身近な福祉の拠点づくり	(1) 地域の福祉活動の場づくり (2) 地域包括支援センターの機能充実

基本目標Ⅰ 地域活動を支える担い手づくり

1 ボランティア活動の促進

(1) ボランティア意識の醸成

現状と課題

地域福祉活動を推進していくうえで、ボランティア活動は重要な役割を果たしており、本市でも高齢者や障がい者への支援、子育て家庭への支援等さまざまな分野でその力が発揮されています。しかし、参加者の高齢化、固定化が課題となっており、今後は、若い世代や男性の参加が求められています。また、介護予防*も視野に入れた、団塊の世代などの元気な高齢者が積極的に参加できる新たな仕組みづくりが必要です。

方針

市内のボランティア活動がより活性化するよう、各種支援を行うとともに、新たなボランティアの育成を目指します。

市民、地域の取り組み

- ◇経験や趣味、特技を活かして、ボランティア活動に参加しましょう。
- ◇社会福祉協議会が開催するボランティア入門、体験講座に参加し、ボランティアに対する理解を深めましょう。

行政等の取り組み

- ◇市民ニーズを把握し、必要な地域活動が行われるよう情報発信するとともに、ボランティアセンター*を活用したボランティア参加の促進に努めます。
- ◇ボランティア活動に参加している人の生の声を伝えるなど、ボランティア活動に関するさまざまな広報活動の充実を図ります。

<介護予防>

高齢者が要介護状態等になることの予防や軽減、悪化の防止を目的として行うもの。単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、すべての高齢者を対象とし、日常生活の中で活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを積極的に支援して、生活の質の向上を目指します。

<ボランティアセンター>

ボランティアがともに集い、学びあいの場として、連携の輪を広げるための拠点。また、ボランティア活動をしやすいように環境を整備し、活動を推進していくため、様々な援助をしています。

(2) 参加しやすい環境づくり

現状と課題

地域座談会等では、ボランティアには興味があるが、どのように参加すればよいかわからないなどの理由により、なかなか活動に参加できないという意見が多く聞かれました。

ボランティア活動への参加意識のある人は、決して少なくない状況にあります。こうした潜在的な意識を実践的な活動に結びつけていく必要があります。

方針

社会参加の機会の充実を図るために、市民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

市民、地域の取り組み

◇地域の行事などへの参加からはじめて、地域活動へ活動の幅を広げていきましょう。

行政等の取り組み

◇行政主催の行事の運営に、積極的にボランティアの参加を受け入れます。
◇福祉・健康に関する・ボランティア団体などの市民活動を把握し、その活動を支援します。

2 地域福祉の担い手の育成

(1) 地域における多様な人材の活動支援

現状と課題

市民の声として、地域福祉活動において「担い手が固定化、高齢化している」「男性の参加が少ない」などの意見が多く聞かれ、幅広い市民の参画がなく、現在、活躍している担い手にとっても過度な負担となっている状況です。

地域福祉活動の担い手として高齢者のもつ役割は大きくなっています。今後、退職年齢が引き上げられるなかで、元気な高齢者の地域福祉活動への参加を促していく必要があります。

方針

団塊の世代や若い世代の地域活動やボランティア活動への参加促進を目指します。

市民、地域の取り組み

- ◇地域福祉をテーマとした講演会やボランティア講座に積極的に参加するとともに、一人ひとりが持っている経験や知識、技術を地域活動に活かしてみましょう。
- ◇団塊の世代の元気な方々が地域福祉活動の貴重な人材として活躍できる機会をつくります。
- ◇となり近所で気にかかる人がいたら、地域の一員として、地域における見守り活動や生活支援活動に協力しましょう。

行政等の取り組み

- ◇地域福祉の人材育成を目的とした研修や講座の充実に努めます。
- ◇地域福祉の啓発に努め、地域福祉活動を担う人材の確保や育成を図ります。

(2) 地域のリーダー育成

現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行により生活習慣や価値観が多様化し、以前のような住民どうしの相互扶助関係が失われつつある近年において、地域のことを考え地域福祉を主導することができるリーダーを育成していくことが重要な課題です。

方針

地域福祉活動の継続と充実を図るため、担い手の確保と併せて、活動の中心的な役割を担うリーダーの育成に努めます。

市民、地域の取り組み

- ◇ 福祉業務について知識を持った人（民生委員、児童委員、ボランティア経験者）が老人クラブ等と連携し、地域のリーダーとなれるよう支援していきましょう。
- ◇ 地域福祉の担い手となる人材を発掘し、若いリーダー・後継者の育成に努めましょう。

行政等の取り組み

- ◇ 社会福祉協議会と連携し、講演会や講座の開催を通して地域福祉の意識の高揚を図り、リーダーの育成に努めます。
- ◇ 地域のリーダー的存在に成り得る団塊の世代を中心に、地域福祉活動に关心を高めるための啓発活動に努めます。
- ◇ 勤労者の地域参加をきっかけとして、新たなリーダーとなる人材を発掘・育成します。

基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる地域づくり

1 個人の権利擁護※の推進

(1) 高齢者・障がい害者・児童等の虐待防止

現状と課題

すべての人がその人らしい生活を送る権利が保障され、必要な援助を受けることができる環境をつくることが地域福祉を考えるうえで重要ですが、近年の少子高齢化、核家族化、生活スタイルの変化による価値観が多様化し、家族介護力や家庭の養育力が弱くなる中、認知症高齢者や児童、障がい者等に対する虐待が報告されています。

このような事案については、日頃からの地域でのふれあいや見守りにより未然に防ぐこともできます。相談や発見を早期に行い、問題の解決を図るために体制整備、家族に対する支援の充実が求められています。

方針

年齢や性別、障がいの有無に関わらず、お互いを思いやり、支援を必要とする人を早期に発見し、支援する仕組みを構築し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

市民、地域の取り組み

- ◇子ども、女性、高齢者、障がいのある人などへの人権を尊重し、虐待防止に取り組みましょう。
- ◇日頃から、異変に気づいた場合の連絡、相談、通報先を把握しておきましょう。
- ◇となり近所で気にかかる人がいる場合には、地域での見守りを心がけるとともに、関係先に連絡や相談をしましょう。

行政等の取り組み

- ◇高齢者、児童、障害者虐待防止法、DV（ドメスティックバイオレンス）防止法※の理解を促進するために市民への意識啓発に努めます。
- ◇高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待問題について、学ぶ機会の充実を図ります。
- ◇虐待の早期発見ときめ細かい対応のため、地域ケア会議※などのさらなる機能充実を図ります。

<権利擁護>

権利侵害を受けやすい認知症の高齢者や知的・精神障がい者に対して、人権をはじめとするさまざまな権利を保護し、本人に代わってその財産を適切に管理するなど生活上の重要な場面でサポートすることです。

<DV防止法>

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の通称で、夫や恋人による暴力から女性を保護することを目的とした法律のことです。

<地域ケア会議>

介護保険サービスの利用者が否かに関わらず、在宅支援の観点から高齢者などを対象に効果的なサービス提供をするために、地域ケアの連絡調整などを行う会議のことです。

(2) 地域におけるセーフティネット*の構築

現状と課題

近年、社会経済環境の変化に伴い生活に困窮している人が増えており、生活困窮者自立支援法が平成27年4月に施行されるなど、生活保護に至る前の段階において、生活に困窮している人に対して自立に向けた支援を行うことによって、生活困窮の素因となる課題が複雑化・深刻化する前に、自立の促進を図ることが求められています。

方針

近年の生活困窮に関する課題は、単に経済的な問題だけでなく、健康や医療などの問題や社会からの孤立・孤独などの問題が重なっているケースが見られることから、自立に向けた生活全般にわたる総合的・包括的な支援を目指します。

市民、地域の取り組み

- ◇生活困窮者への支援という新たな制度への理解に努めましょう。
- ◇支援が必要な状況に気づいたら、市や民生・児童委員などの関係機関に早めに相談するよう促しましょう。

行政等の取り組み

- ◇重層的な課題に対応できるよう、ワンストップで包括的な相談・支援が可能な体制を引き続き整備します。
- ◇日常生活の自立や社会参加を目指して働く「中間的就労」の場の確保に努めます。
- ◇福祉部局に限らず、住宅部局や教育部局など、市役所内での連携を図るとともに、社会福祉協議会、病院・医院、ハローワークなどをはじめとする各種の関係機関とも連携を図り、重層的な課題への対応の強化を図ります。

【セーフティネット】

困難な状況に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止する仕組みまたは装置を意味します。地域福祉では、地域の住民、関係機関・団体、市町村などが地域における課題を共有化し、計画的な課題解決のための取り組みを推進するとともに、地域において様々な困難や課題を抱える「要援護者」を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくための情報提供や相談機能の整備と、それらの連携システムのことをいいます。

(3) 成年後見制度*等の普及促進

現状と課題

高齢化の進行により認知症高齢者が増加しつつあり、地域座談会等において老後の生活に不安を持っているとの意見が多く聞かれています。

認知症高齢者、障がい者等が住み慣れた地域や家庭で安心して生活が送れるよう、日常生活を支援する制度として成年後見制度や日常生活自立支援事業があります。

これらの制度は、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などを、成年後見人や社会福祉協議会が支援してくれる制度で、今後ますます重要性が高まると予想されますが、制度に対する認知度は低いと思われます。制度を必要とする人が必要な支援を受けられるよう、これまで以上に普及啓発を図る必要があります。

方針

成年後見制度や日常生活自立支援事業についての正しい知識が身に付くように、普及啓発を目指します。

市民、地域の取り組み

- ◇制度の内容について理解を深めましょう。
- ◇地域で高齢者等が集まる場所で制度について情報提供してみましょう。

行政等の取り組み

- ◇制度の認知度を高めるために、広報誌やホームページを活用し普及啓発に取り組み、制度が必要な人に対する利用促進を図ります。
- ◇地域包括支援センターが中心となり、判断能力が不十分となった人のサポートに努めます。
- ◇判断能力が低下した高齢者や障がい者の権利が擁護されるよう、成年後見制度を含めた幅広い支援や対応ができる体制の整備に努めます。

【成年後見制度】

認知症などで判断能力が不十分なため、自分自身で契約などの法律行為ができず、サービスを受けられなかつたり、財産侵害を受けたりすることがないよう、家庭裁判所から選任された成年後見人などがその人を支援する制度です。認知症、知的障害、精神障害等のために、日常生活を送るうえで十分な判断ができない場合には、成年後見制度などの利用が必要な場合があります。誰もが安心して生活するために制度の普及が必要になります。

2 安心して生活ができる環境整備の推進

(1) 災害時要援護者支援体制の整備

現状と課題

東日本大震災などの大規模災害を教訓に、町内会などを中心とした地域における防災意識の向上がより図られていますが、今後もいっそう、日頃からの地域住民や関係機関などとの連携による非常時や緊急時などに備えた地域の体制づくりが必要です。

市では、災害時において避難行動に特に配慮が必要と思われる人の安否確認や避難誘導などを円滑に行うことができるよう、地域の団体との災害時要援護者※情報の共有を図っています。

今後も引き続き、地域の団体との連携・協力のもと、災害時要支援者の支援体制の整備を推進していく必要があります。

方針

日頃の防災意識を醸成し、災害時における要援護者を地域で支える体制の充実を目指します。

市民、地域の取り組み

- ◇避難時には、となり近所の助け合いが重要になるため、日頃から声をかけ合える関係づくりに努めましょう。
- ◇避難が必要なときに行動が取れるよう、日頃から防災用品、避難経路、避難場所などを確認しておきましょう。
- ◇市などの防災情報メール配信サービスに登録し、日頃から防災情報に注意を払いましょう。

行政等の取り組み

- ◇行政、町内会、民生委員、児童委員、福祉見回り隊、社会福祉協議会等の関係機関における災害時要援護者情報の共有化を図ります。
- ◇市のメール配信サービスの登録促進に努めます。
- ◇災害時要支援者台帳への登録促進や台帳の活用などについての理解と協力を求める取り組みをすすめます。

<災害時要援護者>

災害発生時において、必要な情報を把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなど適切な防災行動をとることが困難な人（寝たきり・認知症高齢者、障がい者、妊産婦や乳幼児など）のことです。

(2) 地域の防犯活動の推進

現状と課題

住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていくためには、犯罪に巻き込まれないことや、地域の防犯が整備されていることが不可欠です。本市においても各種団体等が連携し、防犯等活動を行うなど地域住民相互の支え合いや助け合いが行われています。

東日本大震災などの大規模災害を教訓に、町内会を中心とした防災意識や防犯対策などがより強化されていますが、今後も、地域住民や関係機関などとの連携による高齢者、障がい者等の悪徳商法等の特殊詐欺被害対策など、犯罪や事故から守る体制づくりが必要です。

方針

地域、関係団体、家庭などの連携の強化を進め、地域ぐるみの防犯意識の高揚、防犯活動の充実を目指します。

市民、地域の取り組み

- ◇地域で高齢者や障がいのある人を見守り、不審者の出入に注意しましょう。
- ◇地域の防犯パトロールなど、自主防犯活動に進んで参加しましょう。

行政等の取り組み

- ◇登下校時をはじめとする子どもの見守り活動を実施する見守り隊の支援に努めます。
- ◇高齢者等を狙った悪徳商法等の被害防止のため、警察署、関係機関との連携強化に努めます。
- ◇地域住民や教育機関、警察等の関係団体と連携し、地域住民を主体とした自主防犯組織の育成や自主防犯パトロール活動など地域安全活動を支援します。

(3) ユニバーサルデザイン*、バリアフリー*の推進

現状と課題

年齢や障がいの有無などに関わらず、誰もが安心した生活を送るためにには、誰もが利用できる生活環境を整備することが重要です。

また、日常生活の中に、年齢、性別、障がいの有無や本人の能力にかかわらず、誰もが使いやすい製品や施設などを導入する「ユニバーサルデザイン」や、高齢者や障がい者が社会生活を送るうえで障壁（バリア）となるものを除去（フリー）する「バリアフリー」の考え方を取り入れられ、家庭や地域で実践されるよう普及啓発していく必要があります。

方針

公共施設や公共性の高い民間施設、特に福祉施設周辺を重点に歩道の段差解消や車イスの通行に配慮した幅員、障がい者用の駐車スペースを確保するなど、バリアフリー化やユニバーサルデザインを引き続き積極的に推進します。

市民、地域の取り組み

- ◇地域で交通の危険箇所や介助等支援が必要な場所などを把握し、関係機関に連絡するなど改善に取り組みましょう。
- ◇自分が住む地域について高齢者や障がい者になったときのことを意識しましょう。
- ◇困っている人に声を掛けるなど、お互いに思いやり、みんなが暮らしやすい地域づくりに努めましょう。

行政等の取り組み

- ◇公共施設や公共交通機関のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの整備を推進するとともに、誰にでもやさしいまちづくりを推進します。
- ◇既存の公共施設、空き家・空き教室・空き店舗等の活用など、住民が日頃の地域活動を行う上で、気軽に集まり、活動しやすい地域拠点づくりに努めます。

<バリアフリー>

高齢者や障がい者等が社会生活を営むうえで、障がいとなる物理的、精神的な障がい（バリア）を取り除くことです。

<ユニバーサルデザイン>

建築物や製品等について、身体や障がいや年齢など個人差に関係なく、はじめから誰もが使いやすいように考慮されたデザインをいいます。

基本目標Ⅲ みんなで支える地域づくり

1 福祉サービス基盤の整備

(1) 地域見守り活動の推進

現状と課題

単身世帯の増加や、地域につながりの希薄化により、死後数日間経過してから発見されるいわゆる「孤独死」が、社会問題になっています。

この対策として、市と社会福祉協議会、地域が連携し、高齢者や障がい者等の要支援者を、ケアネット活動*を中心とした見守り活動や日常生活の支援で支えています。

より多くの目で変化に気づく体制づくりが求められており、地域の中での見守り活動が重要となっています。

方針

要支援者の生活上のニーズを把握し、その人が、その人らしい生活を送れるよう日常生活を支援していきます。

市民、地域の取り組み

◇要支援者・世帯に対し、地域住民とケアネット活動コーディネーターが一緒になって課題解決を図りましょう。

行政等の取り組み

◇地域の見守り活動に関する協定を締結している事業所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの関係者や関係機関との連携を強化していきます。

◇困難な事例に関しては、社会福祉協議会のケアネット活動コーディネーターが専門職との調整にあたり、支援を行います。

<ケアネット活動>

小地域（おおむね小学校区）を単位として、健康や生活に不安のある方、介護・子育てに悩んでいる方、孤独を感じている方、孤立している方など様々な福祉課題を持って生活している世帯に対し、地域の人ができる見守りや話し相手などの支援活動を通して、地域住民の相互の支え合いをつくるとともに、医療、保健、福祉など生活を支援する関係者とともにネットワークをはることで、だれもが安心して生活できる地域づくりを進めようとする活動です。

(2) 保健、医療、福祉の連携強化

現状と課題

ひとり暮らし高齢者、認知症患者、障害者手帳保持者、ひとり親等、社会的支援を必要とし、さらに多分野にわたり複合的な課題を抱える人が増加しています。

支援を必要とする人に対し、適切に対応するため、保健・医療・福祉の各機関が相互に密接な関係を形成し、さらに連携体制を充実させていくことが必要です。

方針

保健・医療・福祉の基盤を充実させ、地域で安心して暮らせるよう、各関係機関が連携して支援体制の充実をはかります。

市民、地域の取り組み

- ◇身近に支援を必要とする人がいる場合、民生委員・児童委員や行政機関等へつなげ、適切なサービス利用に努めましょう。
- ◇日頃から、地域で挨拶を交わしたり、地域の行事に参加する等、住民同士のつながりを大切にしましょう。

行政等の取り組み

- ◇保健、医療、福祉の各機関相互における連携体制を強化し、切れ目のないサービスを提供できるよう努めます。

(3) 地域包括ケアシステム*の構築

現状と課題

少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化により、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加するなど、地域社会や家族関係が大きく変容する中で、市民のニーズも多様化しており、「高齢者の尊厳の保持」と「地域での自立支援」をいかに実現していくかが大きな課題となっています。

方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉、医療、保健、介護、生活支援等を切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築と多職種連携による地域のネットワークづくりに努めます。

市民、地域の取り組み

- ◇健康づくりや介護予防の講座等に積極的に参加しましょう。
- ◇高齢者や障がいの方々が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう必要な支援を行いましょう。
- ◇地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センター等の施策に協力しましょう。

行政等の取り組み

- ◇地域包括ケアシステムの構築に向け、保健・医療・福祉サービス等の関係機関と連携を図ります。
- ◇介護予防事業を推進し、高齢者の健康づくりと社会参加を推進します。
- ◇認知症施策を推進し、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、効果的な支援体制を整備します。

<地域包括ケアシステム>

団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）に向け、介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活が維持できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される地域での体制のことです。

2 福祉サービスの情報提供、相談支援の充実

(1) 情報提供の充実

現状と課題

福祉サービスについては、利用者が適正にサービスを受けるために的確な情報の提供が求められます。本市では広報誌やホームページなどによる情報提供を図るとともに、地域では民生委員、児童委員を通じた情報提供等を行っています。

しかし、必要とする福祉サービスの内容は一人ひとり異なることから、依然として対象者に応じたサービス提供の情報を的確に伝えることはこれまでの方法では不十分な状況にあるといえます。

今後は時代に即した情報発信方法を工夫するとともに、地域福祉に対する市民の関心を高める広報啓発に努める必要があります。

方針

対象者に応じた福祉サービスの利用要件やサービスの種類、内容に係る情報を分かりやすく提供する仕組みの充実を目指します。

市民、地域の取り組み

- ◇町内会、民生委員、児童委員、福祉見回り隊、老人クラブ等の関係機関が連携し、各地域内で、福祉に関する情報を共有しましょう。
- ◇市政だよりや市のホームページ、町内会からの回覧板等に日頃から目を通すなど、自分や周りに人に必要となる情報の取得に努めましょう。

行政等の取り組み

- ◇広報誌やホームページ等、さまざまな媒体を活用し、市民にわかりやすく、受け取りやすい情報の発信を行うよう努めます。
- ◇行政内部や社会福祉協議会とも連携を図り、各地域でより身近な情報がきめ細かくいきわたるように努めます。
- ◇生活支援に係る情報について、市民が理解しやすい情報提供に取り組みます。

(2) 相談支援の充実

現状と課題

本市で行った「介護予防・日常生活支援総合事業開始に向けた高齢者生活実態調査」において、相談相手の多くが近親者になっていることから、地域の活力を活かしながら、誰もが身近で相談することのできる仕組みの充実が求められています。

また、高齢者だけではなく、子育てや家庭での問題、障がい者の自立や社会参加等を支援するため様々な相談機関が相談体制の充実を図っていますが、育児不安や児童虐待、認知症高齢者等、相談内容は複雑・多岐にわたり専門的・継続的な支援・指導が求められています。

方針

プライバシーに配慮しつつ、子ども、高齢者や障がい者など個々の対象者に応じた専門的な相談体制づくりを推進します。

市民、地域の取り組み

- ◇町内会、民生委員、児童委員などを中心にひとり暮らし高齢者等の要援護者の状況を把握していきましょう。
- ◇地域で対応が困難な事例については、必要に応じて市役所や関係機関へつなぎましょう。

行政等の取り組み

- ◇地域包括支援センター、子育て支援センター*、社会福祉協議会、ファミリーサポートセンター*、障がい者の相談支援事業所などの各相談機関等の相談員や専門員の配置と資質の向上などにより、相談機能の充実に努めます。
- ◇各所属に関する情報を市民に対して適切かつ効果的に広報し、市民が個別のニーズに基づき、円滑に相談・利用できるように努めます。

<子育て支援センター>

育児情報の提供や子育て相談、育児講座の実施や子育てサークルへの支援などを通じて、育児家庭の子育てに対する支援を行う施設のことです。

<ファミリーサポートセンター>

仕事と育児・介護の両立を支援するために援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織です。

3 身近な福祉の拠点づくり

(1) 地域の福祉活動の場づくり

現状と課題

誰もが安心して暮らし続けるには、人と人との絆や交流を深め、お互いに支えあい、助け合う地域をつくっていく必要があります。そのため、近所付き合いや地域での交流活動を促進することが重要です。

本市においても、住民の活動拠点として公民館などの施設を利用して、地域の交流の場としてサロン*を実施されています。

今後も、地域からの孤立を防ぐためにも、参加者の偏りがなく、高齢者、障がい者、子どもなど誰もが気軽に参加することができる、多様な居場所づくりを進めていく必要があります。

方針

既存の施設を有効活用しながら、孤立しがちな人たちの社会参加を促すため、身近なところで地域福祉活動や交流の場となる拠点をつくり、地域の連帯感の醸成を目指します。

市民、地域の取り組み

- ◇地域コミュニティ活動への積極的な参加を心がけましょう。
- ◇高齢者と子育て家族など、世代をこえて、それぞれの特徴を活かし、交流を深めることができるような場をつくりましょう。

行政等の取り組み

- ◇地区福祉センターの位置付けを明確にし、「介護予防・生きがい活動の場」として介護予防教室やふれあいサロン活動に利用を支援します。また、引き続き、地域住民による小規模ふれあいサロンについてもリーダー研修等、設置・運営などの活動支援に努めます。
- ◇家族介護者や子育て家族の保護者などが、お互いに悩みを語り合い、休息が取れるような場の充実を図ります。

<サロン>

サロンに支えあって暮らしていく地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることをめざす場所のことです。

(2) 地域包括支援センター*の機能充実

現状と課題

高齢化の進行に伴って、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が急速に増えしており、見守りと緊急対応のニーズが高くなっています。

このような状況の中、高齢者が住み慣れた地域で、安心して元気に暮らすことができるよう、地域包括支援センターは、地域にある様々な社会資源を活用し、高齢者の生活を支援していく総合的な拠点としての役割が求められています。

方針

地域包括支援センターの役割を周知するとともに、地域福祉の拠点となるよう機能強化を目指します。

市民、地域の取り組み

◇地域包括支援センターの活動内容や役割について理解を深めるため、地域包括支援センターの実施する市政講座や介護予防事業を活用しましょう。

行政等の取り組み

◇高齢者の相談支援のワンストップサービスの拠点としての役割を周知します。

◇高齢者のニーズにあった支援を可能にするために、地域のサービス事業者、主治医、民生委員、ボランティア等とのネットワーク構築を推進し、連携して高齢者の支援を行います。

<地域包括支援センター>

地域における高齢者的心身の健康維持、生活の安定、保健・医療・福祉の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核的な機関で、おもに介護予防マネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント機能をもちます。

第6章 計画の推進に向けて

1 協働による計画の推進

地域福祉計画に推進するねらいは、地域福祉の基盤を整えることによって、市民が地域福祉に関わる多様な機会を生み出し、地域の支え合いを活性化させていくことです。このため、計画の推進においては、市民の行動に働きかける観点から、そのための方策を定めるとともに、計画を推進する体制を整えます。

本計画における具体的な事業や取り組みを進めるにあたっては、市民をはじめ、町内会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア団体や社会福祉法人など、地域における様々な関係者が展開の担い手となり、市がその推進・支援を行います。また、これらの関係者が、それぞれに期待させる役割を担い、協働・連携して計画を推進します。

2 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」により具体的な取り組みが示されています。本計画の推進にあたっても、計画の各分野で社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されているため、社会福祉協議会と連携し、各事業を推進していく体制を整備します。

3 計画の進行管理

本計画は高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉等の個別の福祉分野における横断的な共通理念、地域福祉を推進するための基本的な方向性、基本方針を示すものです。

このため、各個別計画で定めている具体的な事業や取り組み、目標等については、それぞれの計画において進行管理を行うものとし、本計画においては地域福祉に関する総合的な視点で計画の推進を図ります。

4 計画内容等の周知・公表

本計画を推進するためには、市民や関係団体等に計画の内容を知らせ、行動してもらうことが必要です。

このため、引き続き、ホームページでの公表、概要版の配布等の媒体を使った広報はもとより、各種行事等の機会を活用して、計画の周知・浸透を図ります。また、本計画の周知はもちろんのこと「地域福祉」とは、地域に住む人たちが主役となって進めていく地域づくりの取り組みであることをさまざまな機会を通して広く周知するよう努めます。